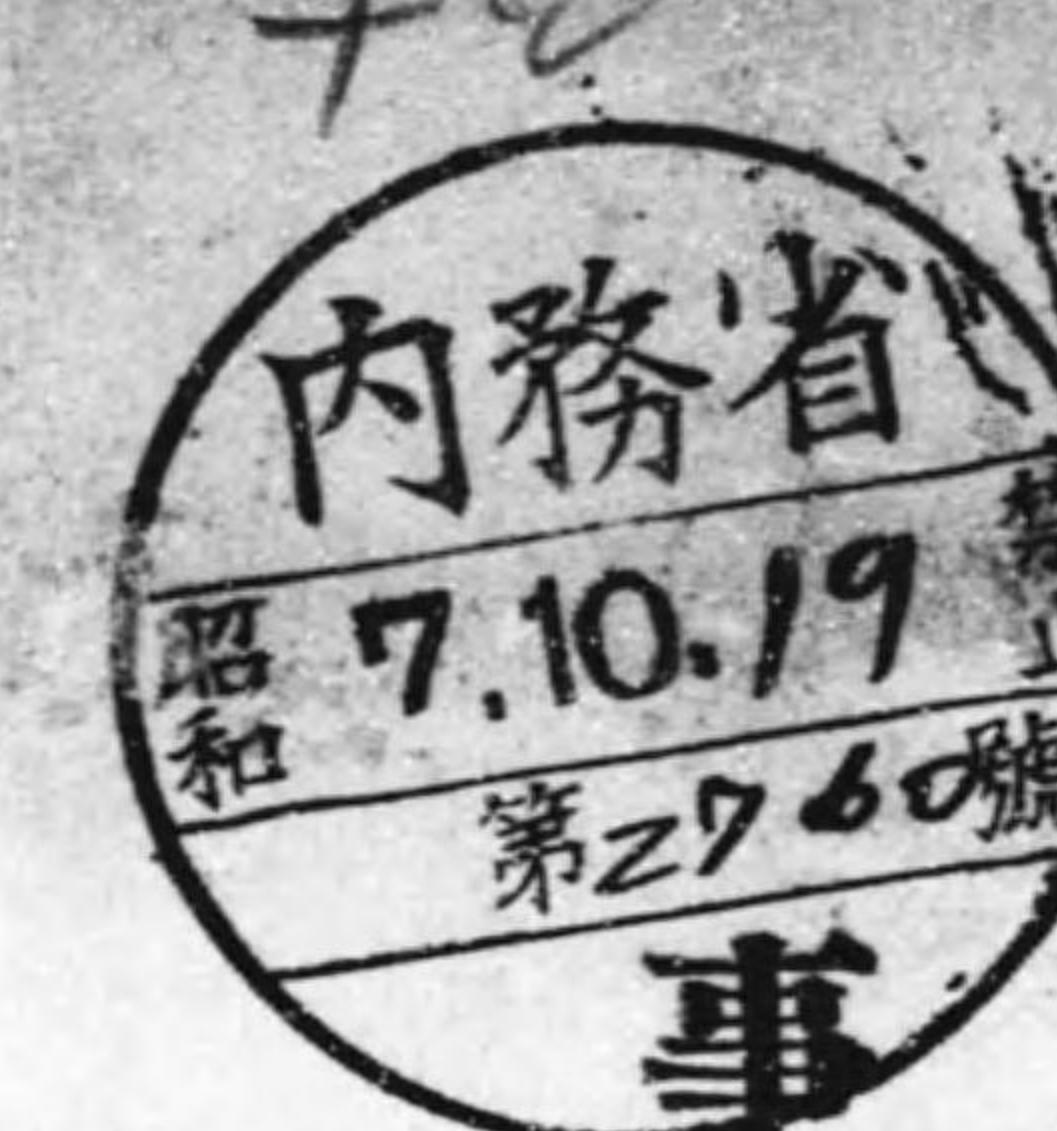


事務官

圖書課長



140
特 501

435

長

昭和七年度

務官

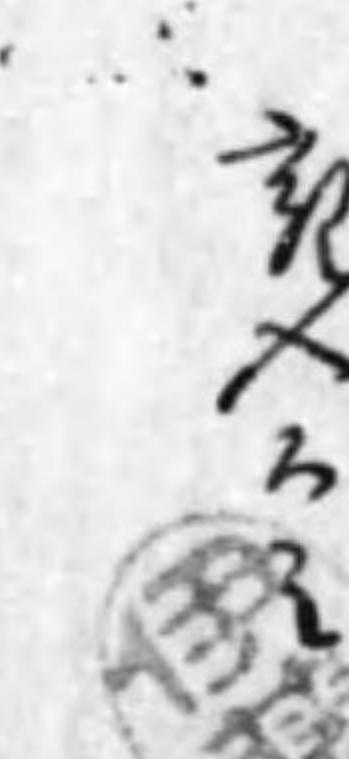


大會議案並報告書

10.0
12.0
3.0
7.0
13.0
4.0
6.0

日本交通労働總聯盟

東京交通労働組合



10月19日

37

葉止可燃哉



三頁
十三頁

等の件、禁上令書

葉火一島

金正元

伊藤



* 0036804000 *

0036804-000

特 501-435

大會議案並報告書

日本交通労働總連盟東京交通労働組合

昭和7年度

[昭和7. 10]

AGF

件501
436

號 916
永久保存



目次

議案、

宣言草案	二二二
運動方針大綱草案	二二二
行動綱領草案	二二二
規約草案	二二二
一千六百名鹹首、二百萬圓賃銀低下反對に関する闘争方針並にストライキ戦術	二二二
各部提出議案	二二二
本部役員選舉の件	二二二

報告

一般的概要	二二二
日本交通労働總聯盟擴大強化の闘争	二二二
本部陣容の確立	二二二
人件費削減豫算反対闘争	二二二
A 横濱市電共和會ストライキ決行	二二二
B 鬪爭批判	二二二
二百萬圓貨銀引下げ一千六百名鹹首反対闘争	二二二
日常鬪爭報告	二二二
一般活動報告	二二二

77W33711

()
宣 言 草 案

提案 本 部

二百萬圓賃銀引下げ一千六百名誠首の大彈壓と、これに對する決死的闘争を目の前にして、我が東京交通労働組合一九三二年度大會は左の如く宣言す。

世界經濟恐慌の深化は日本資本主義を根底より搖り動かし、倒壊の危機に直面せしめてゐる。資本家地主共は、當面の經濟的危機を切り抜けんとして、國內勞農大衆に對する榨取彈壓を益々強化し、今や首切り、賃下げ、労働強化等々により、失業者は文字通り街頭に溢れ、全労働者の生活は極度に窮乏化されてゐる。しかも一度労働者大衆が生活擁護のために奮起するやそこには支配階級の狂暴なる彈壓が待ちもうけてゐるのだ。更に又滿蒙事變を契機として勞農大衆を犠牲として行はれる帝國主義戰爭の危機は切迫し、準備は急速に進められてゐる。

しかして斯かる情勢の逼迫に伴ひ必然に、資本主義最後の支柱として國家社會主義に名を籍る、反動ファシシヨの一派は擡頭し、無產階級解放運動の妨害と攪亂に狂奔しつゝある。

我等はかくの如き重大なる客觀的情勢の裡にあつて、誠首賃下げの大彈壓と徹底的に闘争せんとしてゐるのだ。

限りなき不況の深刻化と他交通機關の異常なる發達によつて、市電は乗客の激減を來し、又一方不生産資本の累積、金融資本の利益擁護を絶対の條件としての經營方策は、市電經濟を根本的に破滅せしめんとしてゐる。しかも此の破綻の危機を食ひ止めんとして、電氣局百年の更生案なるものをデツチ上げ、一千六百名の誠首と二百萬圓に及ぶ賃銀引下げによつて、此の危機を切り抜けんとしてゐるのだ。

今や斯かる彈壓に對して我等は一切の戰備を整ひ、暴壓粉碎のためには組合の玉碎を堵しても戰はんとしてゐる。しかして我等の此の戰ひこそは、市電全從業員のみの闘争ではなくして、日本の全勞農大衆の資本主義打倒の闘争へと發展せんとしてゐるのだ。斯くて全國の勞農大衆は我等の闘争と共に戰はんとし、都市に農村に應援の闘争は猛烈と拂き起されてゐる。我等は此の重大なる闘争に對し過去の誤謬は勇敢に清算し、交通產業勞働者のゼネストにより、更に全階級的闘争として戰ふことこそ、我等の勝利であることを確信し、固き決意の下に最後の勝利を得る迄斷乎闘争に邁進せんとするものである。

一九三二年十月二十日

東京交通労働組合年度大會

(一) 運動方針大綱

提案本部

一、最近の客観的状勢

(一)

最近一ヶ年の資本主義の動きは國際的にも國內的にも豫想以上の急速度を以つて崩壊への途を駆進してゐる。歐洲資本主義の瘤と言はれた戦債問題の一時的解決も、單に獨逸資本圖した資本主義の建て直しなどは一個の空想として遠き彼方に押しやられて、了つた。

澎湃として底止する所を知らざる恐慌の波は資本主義の凡ゆる機構に及び、今や貨幣制度の根底にも動搖を與へつゝある。金本位制の停止は弱小國より漸次、英、日に及び他の列強にも及ばんとしてゐる。苦しみもがく世界の資本家共は景氣恢復を目的に近くロンドンに於いて世界經濟會議を開かんとしてゐるが、これ又彼等の苦惱と矛盾と對立を曝露する以外に何等の成果をあげ得ない事は明瞭に豫測出来るのだ。

(二)

崩壊に頻した資本家階級はその打開策を、労働者農民大衆に對する犠牲の強要、弱小國の殖民地化による榨取、ソヴィエト

一ト同盟の攻撃等に求めつゝある。
貨銀低下、鹹首の暴壓は假借なく打下され、失業者は街頭に溢れ、就業労働者も亦饑餓的貨銀と絶えざる失業の不安の中に酷使されてゐる。

民地争奪、ソヴィエート攻撃の爲の帝國主義戦争は各國が敢て公然と或ひは陰然とその準備を進めてゐる。

(三)

この時資本主義の最後の救濟者たらんとして立ち現はれた者がある。今各國に擡頭しつゝある、ファッショが即ちこれだ。彼等は資本主義崩壊期に於ける必然的產物であつて、獨裁的權力によつて無產階級の擡頭と勝利を阻止し、國家社會主義、國民社會主義の名によつて資本主義を維持しやうとするのだ。だが底なしの泥沼にはまり込んだと同様に資本主義はもがけばもがく程益々深みに陥入るばかりだ。ファッショの擡頭によつて資本主義は一層その崩壊を早めるであらふ。

(四)

資本主義が限りなき苦惱を續けてゐる時、これを尻目にかけて、労働者農民の國ソヴィエート同盟は輝やかしき發展を遂げつゝある。第一次五ヶ年計畫は四ヶ年目の今年中に完成し明年より更に第二次五ヶ年計畫に着手せんとしてゐる。社會主義の勝利、労働者農民の勝利は實踐を以つて證明されてゐるのだ。

(五)

日本の資本主義は世界資本主義の縮圖であると共にその最もだけ窮乏化せしめることは説明するまでもない。

日本の労働者は今や貨下、鹹首と物價騰貴の兩方から狹窄されてゐる。

(七)

我々と直接の關係を持つてゐる交通産業に於ける最近の狀態はどうか。

曾つては不景氣の影響を蒙ること比較的少かつた交通産業も世界的恐慌襲來と共に急激に事業不振が襲つて來た。往年相當の利益をあげ、都市一般會計を潤してゐた電車事業にも昭和三年頃から赤字が生れ、それが毎年に倍加し、三倍となり、今年に至つては電氣局財政の破綻を示してゐる。東京市電四百五十萬、大阪市電二百五十萬と豫想される今年の赤字は、今や當局者をして労働者に對する未曾有の攻撃を用意せしめてゐる。

しかも一般的恐慌の深化以外に乗合自動車の發達、郊外電車の市内進出、圓タク等によつて路面電車は益々その行詰りに拍車を加えられてゐる。今東京市電氣局が企てつゝある一千六百名の職員、二百萬圓人件費削減の更生案も理事者の言ふが如く電氣局の更生を齎すものではなく、一年もたてば又々破綻を來すことは容易に推測出来るのである。この事は今我々の頭上に下らんとしてゐる如き大彈壓が、今後次々に襲ひ来るであらふことを示すものである。

かかる彈壓は又獨り東京市電のみに限らず、六大都市々電郊外電車、バス並に國鐵從業員にも下され、又は下さんとし

(六)

日本の政府は最近インフレーション（通貨膨脹）政策を以つて労働者農民大衆に對して新たなる攻撃を開始した。非常時匡救の名によつて發行される數億圓の紙幣はその殆んどが資本家地主の救濟に使はれ、この不換紙幣濫發による當然の結果として現に物價は急激に騰貴し、日用品の如きも二割三割の騰貴を來してゐる。この結果は労働者農民の生活をそれ

てゐるのだ。

一、労働者の状態

我々は昨年末、電氣局が昭和七年度豫算を編成せんとするに先立ち、交總の統制下に全國的に統一して人件費削減反対闘争を開ひ、一電氣局か一會社の兄弟に削減が加えられた場合と雖も、交通のゼネストを以つて抗する方針を明白に示した。これは各都市電氣局並に一般交通資本家に相當大きな脅威を與へると共に、交總加盟の労働者は勿論、他の交通労働者にも大きな影響を投げ與へた。そして人件費の削減を目論んでゐた東京市電、大阪市電等をして兎も角、昭和七年度の削減を中止せしむることが出來た。

しかし乍ら最後に下された横濱市電の兄弟に對する彈壓についてゼネストを以つて戦はんとしたが遂にもろくも失敗し爲に横濱の兄弟は不當極まる削減を加えられ、遂にはその組織までも破壊されるに至つたのである。我々はこの失敗の跡を充分に批判した。そしてこの失敗の教訓を汲み取つて新たなゼネスト決行へと進んだ。

(四)

我々は冀に全國的統一闘争によつて東京市電氣局に於ける昭和七年度の削減は一應これを喰ひ止め得たと雖も、電氣局が必要、我々の虚をねらつて大彈壓を下すであらふ事を豫測し、組合内部の統制の確立とその戦闘化に向つて邁進して來た。

(三)

た。そしてこれを果敢なる日常闘争によつて實踐して來た。この結果、東京交通労働組合は近年稀に見る確乎たる統制を樹立することが出来たし、又最近各組合へ魔手を延ばしつつあるファッショの影響も組織内へは全然浸入させなかつた。しかし乍ら我々は、各職場毎に分析するならば、尙日常闘争が餘り行はれず組織と統制が弱い部分を見逃す譯には行かない。

二、當面の闘争方針

(一)

我々が當面組合の全闘争力を集中して戦はなければならぬ問題は將に下らんとしてゐる一千六百名職首、二百萬圓人件費削減である。

今電氣局はこれを遮二無二に強要せんとして準備萬端を整へた。我々も又今日まで盡すべき準備闘争を行つて來たが今や最後の火蓋を切らねばならぬ。これが闘争方針を要約するならば

イ、職首並に人件費削減に對しては、その内容が多少變更されやふとも絶対に反対し、斷乎ストライキを以つて抗争すること。

ロ、この闘争は一電氣局對東交の闘争に限局せず、全労働者の闘争へと擴大すること。その爲、先づ最も關係の深い交通労働者を起たしむること。即ち我々の强硬にして執拗な

ストライキ決行によつて交總加盟の兄弟並に他の交通労

労者をもストライキに起たしむること。

ハ、更に他産業の労働者をも奮起せしむることが必要である現在他組合では我々の闘争に非常なる關心を持ち、應援に奮起たうとしてゐる。この労働者との結合は是非必要である。これが爲、現在の東交の四地區は、他組合他産業の職場との結合の主體となり、工場代表者會議、無產團體地區協議會の結成につとむべきであり、こゝに於いて他の労働者をも、職首、賃下げ反対の闘争に奮起たしむべきである。

ニ、爭議戰術は從來の如き、職場放棄の戰術は退歩的行動であり勝利を約束し得ないことが實踐によつて證明された。

故に、我々は基本的戰術として職場死守を原則としなければならぬ。更に從來家族を全然考慮の中に入れず、爭議團と家族との分離が常に資本家に乘せられる原因となつてゐた。故に今は家族をも積極的に爭議に動員すべき細密な方針が樹立しなければならぬ。

ホ、闘争の組織は、如何なる暴壓にも耐え得る強靭なる組織を持つこと、並にストライキ團全員を行動に編成することが必要である。この爲に、大衆の最も信頼ある者によつて支部、地區、中央の各闘争委員會を作り、彈壓が下つた場合でも、これを即時再編成し、極力維持すること。

以上擧げたところは基本的項目の抽出であつて詳細なる戰術はこれに基づいて大衆討議を基礎にそれゝの闘争委員會に於いて決定さるべきである。

此の闘争は我が東京交通労働組合の生命を堵して断乎闘ひ抜かなければならぬ。この闘争に勝利することなくしては、他に如何なる問題の闘争方針が樹立されやうとも無駄であるとさえ言ひ得るのだ。この闘争方針の下に一萬三千の全組合員が軍隊の如く行動することを誓はねばならぬ。

(二)

日本交通労働總聯盟の強化と戰闘化は今日最も必要でありこれが實現は我が東京交通労働組合の活動に俟つところが極めて多い。

交總の民主的集中主義は未だ確立されず、又開拓すべき分野は非常に廣い。又それ自體に保守的傾向が多分に存して居る。これ等は今後急速に解決しなければならぬ。我が東京交通労働組合はこの爲に積極的に闘ふものである。

(三)

ファッショの侵入に對しては從來これを防ぎ得たのであるが今後もこれに對しては果敢に戦はなければならぬ。彼等は如何に立派な事を言ふとも労働者の闘争を阻止し、結局は資本主義の支柱たるものである。現に我々の組織外にある、一握り程の者がファッショ團體の後援の下にストライキ破りを計畫してゐる。我々はこれを粉碎すると共にファッショ粉碎の闘争を力強く押し進めなければならぬ。

(四)

今我々の爭議應援を中心として組合戰線の下からの統一が著々と進んでゐる。闘争を通じて大衆と大衆が結合すること

こそ眞實の強力な組合戰線の統一である。故に我が組合はこの方針の下に關東地方の戰闘的組合が協力して統一運動を進めつゝある戰線統一懇談會と共に今後下からの戰線統一に邁進するものである。

結語

提案本部

- 一、日本交通労働總聯盟の單一組合化のための闘争
- 二、交通產業労働者の全國的共同闘争委員會設置のための闘争
- 三、職首、賃下反対のための闘争
- 四、六時間労働制による最低賃銀（二圓五十錢）獲得のための闘争
- 五、ダイヤ改正スピードアップ、その他による労働強化反対

（）規約草案案

第一章 總則

提案本部

- 第一條 本組合は東京交通労働組合と稱す
- 第二條 本組合は東京市電從業員を以て組織す
- 第三條 本組合は本部を東京市内に置き支部を各所に置く
- 第四條 本組合は綱領宣言及決議の貫徹を以て目的とす

- 第二章 機關
- 第五條 本組合に左の機關を置く、（イ）大會（ロ）中央委員會（ハ）中央執行委員會
- 第六條 大會、中央委員會、中央執行委員會は委員定數の三分の二以下たる事を得ず、議決は出席委員の過半數を以て決す

- 第一節 大會
- 第七條 大會は本組合の最高の決議機關にして毎年秋期一回中央執行委員長之を召集す、但し中央委員會に於て緊急必要ありと認めたる時は臨時開催することを得
- 第八條 大會は代議員及中央委員並に本部役員を以て構成し
- 二十二、ソヴェートロシャ防衛のための闘争
- 二十三、交通產業ゼネスト敢行のための闘争
- 二十四、職首、賃下反対のための闘争
- 二十五、六時間労働制による最低賃銀（二圓五十錢）獲得のための闘争
- 二十六、ダイヤ改正スピードアップ、その他による労働強化反対
- 二十七、大會、中央委員會、中央執行委員會は委員定數の三分の二以下たる事を得ず、議決は出席委員の過半數を以て決す
- 二十八、賃金改定のための闘争
- 二十九、賃金改定のための闘争
- 三十、賃金改定のための闘争
- 三十一、賃金改定のための闘争
- 三十二、賃金改定のための闘争
- 三十三、賃金改定のための闘争
- 三十四、賃金改定のための闘争
- 三十五、賃金改定のための闘争
- 三十六、賃金改定のための闘争
- 三十七、賃金改定のための闘争
- 三十八、賃金改定のための闘争
- 三十九、賃金改定のための闘争
- 四十、賃金改定のための闘争
- 四十一、賃金改定のための闘争
- 四十二、賃金改定のための闘争
- 四十三、賃金改定のための闘争
- 四十四、賃金改定のための闘争
- 四十五、賃金改定のための闘争
- 四十六、賃金改定のための闘争
- 四十七、賃金改定のための闘争
- 四十八、賃金改定のための闘争
- 四十九、賃金改定のための闘争
- 五十、賃金改定のための闘争
- 五十一、賃金改定のための闘争
- 五十二、賃金改定のための闘争
- 五十三、賃金改定のための闘争
- 五十四、賃金改定のための闘争
- 五十五、賃金改定のための闘争
- 五十六、賃金改定のための闘争
- 五十七、賃金改定のための闘争
- 五十八、賃金改定のための闘争
- 五十九、賃金改定のための闘争
- 六十、賃金改定のための闘争
- 六十一、賃金改定のための闘争
- 六十二、賃金改定のための闘争
- 六十三、賃金改定のための闘争
- 六十四、賃金改定のための闘争
- 六十五、賃金改定のための闘争
- 六十六、賃金改定のための闘争
- 六十七、賃金改定のための闘争
- 六十八、賃金改定のための闘争
- 六十九、賃金改定のための闘争
- 七十、賃金改定のための闘争
- 七十一、賃金改定のための闘争
- 七十二、賃金改定のための闘争
- 七十三、賃金改定のための闘争
- 七十四、賃金改定のための闘争
- 七十五、賃金改定のための闘争
- 七十六、賃金改定のための闘争
- 七十七、賃金改定のための闘争
- 七十八、賃金改定のための闘争
- 七十九、賃金改定のための闘争
- 八十、賃金改定のための闘争
- 八十一、賃金改定のための闘争
- 八十二、賃金改定のための闘争
- 八十三、賃金改定のための闘争
- 八十四、賃金改定のための闘争
- 八十五、賃金改定のための闘争
- 八十六、賃金改定のための闘争
- 八十七、賃金改定のための闘争
- 八十八、賃金改定のための闘争
- 八十九、賃金改定のための闘争
- 九十、賃金改定のための闘争
- 九十一、賃金改定のための闘争
- 九十二、賃金改定のための闘争
- 九十三、賃金改定のための闘争
- 九十四、賃金改定のための闘争
- 九十五、賃金改定のための闘争
- 九十六、賃金改定のための闘争
- 九十七、賃金改定のための闘争
- 九十八、賃金改定のための闘争
- 九十九、賃金改定のための闘争
- 一百、賃金改定のための闘争
- 一百一、賃金改定のための闘争
- 一百二、賃金改定のための闘争
- 一百三、賃金改定のための闘争
- 一百四、賃金改定のための闘争
- 一百五、賃金改定のための闘争
- 一百六、賃金改定のための闘争
- 一百七、賃金改定のための闘争
- 一百八、賃金改定のための闘争
- 一百九、賃金改定のための闘争
- 一百十、賃金改定のための闘争
- 一百十一、賃金改定のための闘争
- 一百十二、賃金改定のための闘争
- 一百十三、賃金改定のための闘争
- 一百十四、賃金改定のための闘争
- 一百十五、賃金改定のための闘争
- 一百十六、賃金改定のための闘争
- 一百十七、賃金改定のための闘争
- 一百十八、賃金改定のための闘争
- 一百十九、賃金改定のための闘争
- 一百二十、賃金改定のための闘争
- 一百二十一、賃金改定のための闘争
- 一百二十二、賃金改定のための闘争
- 一百二十三、賃金改定のための闘争
- 一百二十四、賃金改定のための闘争
- 一百二十五、賃金改定のための闘争
- 一百二十六、賃金改定のための闘争
- 一百二十七、賃金改定のための闘争
- 一百二十八、賃金改定のための闘争
- 一百二十九、賃金改定のための闘争
- 一百三十、賃金改定のための闘争
- 一百三十一、賃金改定のための闘争
- 一百三十二、賃金改定のための闘争
- 一百三十三、賃金改定のための闘争
- 一百三十四、賃金改定のための闘争
- 一百三十五、賃金改定のための闘争
- 一百三十六、賃金改定のための闘争
- 一百三十七、賃金改定のための闘争
- 一百三十八、賃金改定のための闘争
- 一百三十九、賃金改定のための闘争
- 一百四十、賃金改定のための闘争
- 一百四十一、賃金改定のための闘争
- 一百四十二、賃金改定のための闘争
- 一百四十三、賃金改定のための闘争
- 一百四十四、賃金改定のための闘争
- 一百四十五、賃金改定のための闘争
- 一百四十六、賃金改定のための闘争
- 一百四十七、賃金改定のための闘争
- 一百四十八、賃金改定のための闘争
- 一百四十九、賃金改定のための闘争
- 一百五十、賃金改定のための闘争
- 一百五十一、賃金改定のための闘争
- 一百五十二、賃金改定のための闘争
- 一百五十三、賃金改定のための闘争
- 一百五十四、賃金改定のための闘争
- 一百五十五、賃金改定のための闘争
- 一百五十六、賃金改定のための闘争
- 一百五十七、賃金改定のための闘争
- 一百五十八、賃金改定のための闘争
- 一百五十九、賃金改定のための闘争
- 一百六十、賃金改定のための闘争
- 一百六十一、賃金改定のための闘争
- 一百六十二、賃金改定のための闘争
- 一百六十三、賃金改定のための闘争
- 一百六十四、賃金改定のための闘争
- 一百六十五、賃金改定のための闘争
- 一百六十六、賃金改定のための闘争
- 一百六十七、賃金改定のための闘争
- 一百六十八、賃金改定のための闘争
- 一百六十九、賃金改定のための闘争
- 一百七十、賃金改定のための闘争
- 一百七十一、賃金改定のための闘争
- 一百七十二、賃金改定のための闘争
- 一百七十三、賃金改定のための闘争
- 一百七十四、賃金改定のための闘争
- 一百七十五、賃金改定のための闘争
- 一百七十六、賃金改定のための闘争
- 一百七十七、賃金改定のための闘争
- 一百七十八、賃金改定のための闘争
- 一百七十九、賃金改定のための闘争
- 一百八十、賃金改定のための闘争
- 一百八十一、賃金改定のための闘争
- 一百八十二、賃金改定のための闘争
- 一百八十三、賃金改定のための闘争
- 一百八十四、賃金改定のための闘争
- 一百八十五、賃金改定のための闘争
- 一百八十六、賃金改定のための闘争
- 一百八十七、賃金改定のための闘争
- 一百八十八、賃金改定のための闘争
- 一百八十九、賃金改定のための闘争
- 一百九十、賃金改定のための闘争
- 一百九十一、賃金改定のための闘争
- 一百九十二、賃金改定のための闘争
- 一百九十三、賃金改定のための闘争
- 一百九十四、賃金改定のための闘争
- 一百九十五、賃金改定のための闘争
- 一百九十六、賃金改定のための闘争
- 一百九十七、賃金改定のための闘争
- 一百九十八、賃金改定のための闘争
- 一百九十九、賃金改定のための闘争
- 一百二十、賃金改定のための闘争
- 一百二十一、賃金改定のための闘争
- 一百二十二、賃金改定のための闘争
- 一百二十三、賃金改定のための闘争
- 一百二十四、賃金改定のための闘争
- 一百二十五、賃金改定のための闘争
- 一百二十六、賃金改定のための闘争
- 一百二十七、賃金改定のための闘争
- 一百二十八、賃金改定のための闘争
- 一百二十九、賃金改定のための闘争
- 一百三十、賃金改定のための闘争
- 一百三十一、賃金改定のための闘争
- 一百三十二、賃金改定のための闘争
- 一百三十三、賃金改定のための闘争
- 一百三十四、賃金改定のための闘争
- 一百三十五、賃金改定のための闘争
- 一百三十六、賃金改定のための闘争
- 一百三十七、賃金改定のための闘争
- 一百三十八、賃金改定のための闘争
- 一百三十九、賃金改定のための闘争
- 一百四十、賃金改定のための闘争
- 一百四十一、賃金改定のための闘争
- 一百四十二、賃金改定のための闘争
- 一百四十三、賃金改定のための闘争
- 一百四十四、賃金改定のための闘争
- 一百四十五、賃金改定のための闘争
- 一百四十六、賃金改定のための闘争
- 一百四十七、賃金改定のための闘争
- 一百四十八、賃金改定のための闘争
- 一百四十九、賃金改定のための闘争
- 一百五十、賃金改定のための闘争
- 一百五十一、賃金改定のための闘争
- 一百五十二、賃金改定のための闘争
- 一百五十三、賃金改定のための闘争
- 一百五十四、賃金改定のための闘争
- 一百五十五、賃金改定のための闘争
- 一百五十六、賃金改定のための闘争
- 一百五十七、賃金改定のための闘争
- 一百五十八、賃金改定のための闘争
- 一百五十九、賃金改定のための闘争
- 一百六十、賃金改定のための闘争
- 一百六十一、賃金改定のための闘争
- 一百六十二、賃金改定のための闘争
- 一百六十三、賃金改定のための闘争
- 一百六十四、賃金改定のための闘争
- 一百六十五、賃金改定のための闘争
- 一百六十六、賃金改定のための闘争
- 一百六十七、賃金改定のための闘争
- 一百六十八、賃金改定のための闘争
- 一百六十九、賃金改定のための闘争
- 一百七十、賃金改定のための闘争
- 一百七十一、賃金改定のための闘争
- 一百七十二、賃金改定のための闘争
- 一百七十三、賃金改定のための闘争
- 一百七十四、賃金改定のための闘争
- 一百七十五、賃金改定のための闘争
- 一百七十六、賃金改定のための闘争
- 一百七十七、賃金改定のための闘争
- 一百七十八、賃金改定のための闘争
- 一百七十九、賃金改定のための闘争
- 一百八十、賃金改定のための闘争
- 一百八十一、賃金改定のための闘争
- 一百八十二、賃金改定のための闘争
- 一百八十三、賃金改定のための闘争
- 一百八十四、賃金改定のための闘争
- 一百八十五、賃金改定のための闘争
- 一百八十六、賃金改定のための闘争
- 一百八十七、賃金改定のための闘争
- 一百八十八、賃金改定のための闘争
- 一百八十九、賃金改定のための闘争
- 一百九十、賃金改定のための闘争
- 一百九十一、賃金改定のための闘争
- 一百九十二、賃金改定のための闘争
- 一百九十三、賃金改定のための闘争
- 一百九十四、賃金改定のための闘争
- 一百九十五、賃金改定のための闘争
- 一百九十六、賃金改定のための闘争
- 一百九十七、賃金改定のための闘争
- 一百九十八、賃金改定のための闘争
- 一百九十九、賃金改定のための闘争
- 一百二十、賃金改定のための闘争
- 一百二十一、賃金改定のための闘争
- 一百二十二、賃金改定のための闘争
- 一百二十三、賃金改定のための闘争
- 一百二十四、賃金改定のための闘争
- 一百二十五、賃金改定のための闘争
- 一百二十六、賃金改定のための闘争
- 一百二十七、賃金改定のための闘争
- 一百二十八、賃金改定のための闘争
- 一百二十九、賃金改定のための闘争
- 一百三十、賃金改定のための闘争
- 一百三十一、賃金改定のための闘争
- 一百三十二、賃金改定のための闘争
- 一百三十三、賃金改定のための闘争
- 一百三十四、賃金改定のための闘争
- 一百三十五、賃金改定のための闘争
- 一百三十六、賃金改定のための闘争
- 一百三十七、賃金改定のための闘争
- 一百三十八、賃金改定のための闘争
- 一百三十九、賃金改定のための闘争
- 一百四十、賃金改定のための闘争
- 一百四十一、賃金改定のための闘争
- 一百四十二、賃金改定のための闘争
- 一百四十三、賃金改定のための闘争
- 一百四十四、賃金改定のための闘争
- 一百四十五、賃金改定のための闘争
- 一百四十六、賃金改定のための闘争
- 一百四十七、賃金改定のための闘争
- 一百四十八、賃金改定のための闘争
- 一百四十九、賃金改定のための闘争
- 一百五十、賃金改定のための闘争
- 一百五十一、賃金改定のための闘争
- 一百五十二、賃金改定のための闘争
- 一百五十三、賃金改定のための闘争
- 一百五十四、賃金改定のための闘争
- 一百五十五、賃金改定のための闘争
- 一百五十六、賃金改定のための闘争
- 一百五十七、賃金改定のための闘争
- 一百五十八、賃金改定のための闘争
- 一百五十九、賃金改定のための闘争
- 一百六十、賃金改定のための闘争
- 一百六十一、賃金改定のための闘争
- 一百六十二、賃金改定のための闘争
- 一百六十三、賃金改定のための闘争
- 一百六十四、賃金改定のための闘争
- 一百六十五、賃金改定のための闘争
- 一百六十六、賃金改定のための闘争
- 一百六十七、賃金改定のための闘争
- 一百六十八、賃金改定のための闘争
- 一百六十九、賃金改定のための闘争
- 一百七十、賃金改定のための闘争
- 一百七十一、賃金改定のための闘争
- 一百七十二、賃金改定のための闘争
- 一百七十三、賃金改定のための闘争
- 一百七十四、賃金改定のための闘争
- 一百七十五、

議長は大會に於て選定す

第九條 代議員は組合員三十名に付き一名の比率により各支部より選出するものとす

第十條 大會は左の本部役員を選出する、但し任期は次期大會迄とす

中央執行委員長一名、中央執行委員若干名、中央會計二名
但し中央執行委員は部門を基礎とし左の割合にする
電車部六名、自動車部二名、工場部一名、電力部一名、軌工部一名、車庫部一名、電氣部一名

第二節 中央委員會

第十一條 中央委員會は次期大會迄の最高の決議機關にして
中央執行委員長隨時之を召集す

第十二條 中央委員會は中央委員並に本部役員を以て構成し
議長は中央執行委員長を以て之に任す

第十三條 中央委員は左の割合により支部より選出し正副支
部長たることを要す

組合員二百名以下一名、組合員二百名以上二名、組合員四
百五十名以上三名

第十四條 中央委員會は中央執行委員會の推薦による本部書
記の任命並に各専門部委員の選定をなすものとす

第十五條 中央委員會は會計庶務規定及び各専門部委員會規
定の制定をなすものとす

第三節 中央執行委員會

第十六條 中央執行委員會は本組合の執行機關にして大會及

會に參與す

第二十五條 青年部並婦人部は本組合の本旨に則り部規定を
設くるものとす、但し其の實施前中央委員會の承認を要す

第五章 組 織

第一節 支 部

第二十六條 組合員百名以上を有する箇所には支部を組織す
ることを得。但し中央委員會に於て特別の事情ありと認め
たる時は此の限りにあらず

第二十七條 支部は大會、中央委員會の決議を遵守するの義
務あるものとす

第二十八條 支部は會計検査委員一名を選出し本部會計の監
査に任す

第二十九條 組合員四百五十名以上を有する支部には副支部
長二名を選定すること得
但し其の實施前中央委員會の承認を要す

第三十條 支部は本則に則り支部規約を設くるものとす、
但し其の實施前中央委員會の承認を要す
第三十一條 支部は毎月一回以上支部内部に於ける状勢報告
を本部になすものとす

第二節 職別部門

第三十二條 職別部門は右の七部とし本部統制の下に部門内
部の事項を處理し組合内部の連絡統一を圖るものとす
一、電車部 二、自動車部 三、工場部 四、車庫部 五
軌工部 六、電力部 七、電氣部

中央委員會の決議並に緊急事項を執行し本部役員を以て構

成す、但し緊急事項の執行は次回中央委員會の承認を要す
第十七條 中央執行委員會は大會並に中央委員會に對する一
切の責任を負ふものにして中央執行委員長隨時召集す

第十八條 中央執行委員會は執務の完全を期す爲め左の専門
部委員會を置き部委員會の部長を互選し中央委員會の承認
を得るものとす

第一、教育部委員會 二、出版部委員會 三、調査部委員會
四、財務部委員會 五、政治部委員會 六、爭議部委員會
七、組織部委員會 八、救援部委員會

第三章 本 部 役 員

第十九條 本部に左の役員を置く中央執行委員長一名、中央
執行委員若干名、中央會計二名、書記若干名

第二十條 中央執行委員長は本組合を代表し事務を統轄す
第二十一條 中央執行委員は中央執行委員長を補佐し會務を
執行す

第二十二條 中央會計は會計庶務規定に基き本組合の會計事
務を處理し其の責に任す

第二十三條 書記は中央執行委員會の命に依り事務を處理す
執行す

第二十四條 青年部並婦人部は本組合の特殊の役割をなすも
のにして部長は部内の一般公選により選定し中央執行委員
會に於て緊急必要ありと認めたるときは臨時徵收
することを得

第二十五條 本組合の會計は會計庶務規程により之を處理す
し其の實施以前中央委員會の承認を要す

第二十六條 本組合の經費は會費を以て之に充つるものにし
て經常費は豫算を編成し大會の協賛を経べし、但し豫算外
の臨時費は其の都度中央委員會の承認を要す

第二十七條 組合費は組合員一名に付き金十五錢とす、但し
中央委員會に於て緊急必要ありと認めたるときは臨時徵收
することを得

第二十八條 會費は毎月末支部會計より本部會計に納入する
ものとす、但し組合員より徵收する實數額を下る事を得ず
第三十九條 會計決算期を毎年四月十月の二期とし中央委員
會に報告し承認を得るものとす、但し毎月の收支は翌月中
に各支部に報告す

第四十條 本則第二條に該當するものは本組合に加入する
ことを得、但し第二條に該當せざるものと雖も中央委員會
に於て特に認められたる者は此の限りにあらず

第四十一條 本組合に加入せんとする者は本部又は支部に申
九

出づべし
第四十二条 本組合員にして第二條に該當する資格を失ひたる時は脱退と看做す、但し本組合のため失格したる者は此の限りにあらず

第八章 規 律

第四十三條 本組合員にして左の一つに該當するものは大會又は中央委員會に於て除名す

- 一、組合の規約綱領に違反したるもの
- 二、組合の面目を毀損したるもの
- 三、組合の統制を棄したるもの

第四十四條 本組合を除名されたるものは基金其の他組合に對する一切の權利を失ふものとす

第九章 附 則

第四十五條 本則は大會の協賛を経るにあらざれば加除更改する事を得ず

第四十六條 本則は昭和七年十月二十日より之を施行し昭和六年十月二十日制定の本部規約は本規約實施と共に廢止す

提案 軌工車 部場部本

第一、電氣局財政更生案の内容と其の本質

(イ) 電氣局は二億三千萬圓の事業公債を背負ひ名目は東京市の公共事業的經營であるとされて居るが事實は純然たる資本家の營利組織であつて利益は公債所有者たる金融資本家並に産業資本家の立場にある市會議員市理事者に吸收されてゐるのである。

(ロ) 右の公債は民營市街鐵道買収に際して其の價格を過度に高價に見積つて街鐵資本家に利益を與へ剩へ不當なる権利金さへ支拂ひたる事に始まり以來好況時代に於ける濫費無成算なる公債の發行其他局理事者の不正不當行爲に伴つて逐年累積して來たものである。

(ハ) 故に二億三千萬圓の公債資本の中約半額一億萬圓餘は全く經營上の價值を有せざる不生産資本である。

(ニ) 然して此の公債には利廻六分乃至七分に相當する利子が絶對的に支拂はされてゐるのであつて其の年額は一千三百萬圓以上である。

(ホ) 加ふるに本年度に入り金輸出禁止に伴つて圓貨爲替

による労働強化を強制して以て年額三百五十萬圓乃至四百萬圓の節約を人件費のみによつて成さんとしこれを目標として所謂財政更生案なるものを作製したのである。

× 局債二億三千萬圓の利息を三ヶ年間支拂猶豫せらる

× 爲替暴落による損害を政府に補償させらる

× 電力料一キロ二錢五毛は高過ぎる一錢七厘にまけさせらる

× 電氣局の對外不當契約や物品不正購入の事實をやつつけらる

× 従業員の賃下減首勞働強化を企む財政更生案を叩きつぶせらる

第二、闘争經過の検討

(イ) 六月初旬電氣局が賃下減首を强行せんとする意圖の下に其の具體案を作製しつゝあるとの事がブルジョア新聞其他によつて宣傳され明瞭に其の状勢が看取さるゝに至つた。

(ロ) 以來ストライキ準備のためのアジプロが全線に行はれ闘争への大衆奮起とこれに伴ひ闘争基金の積立てが實行された。事實各支部各職場に於ける組合員のこれに對する關心は異常に昂まりつゝあるがさればと言つて吾等は一部に擴りつゝある日和見的空氣を無視することは出來ぬ。闘争に對する日和見的態度は偽瞞惑柔に容易に乗せられるものであり資本家、官憲の強襲にもろくも屈伏するものである。

(ハ) 中央委員會の決議により中央闘争委員會が編成され

の極端なる暴落を生じ外債一億萬圓に及ぶ電氣局は豫算に於て百圓を三十六弗と算定して有り九月末には百圓が二十三弗内外になりたるを以て其の差額は約三百萬圓の缺損である。
(ヘ) 経営收入方面に於ては資本主義の世界的行詰りの最も明瞭な證據として現れた經濟恐慌の影響を受けて電車自動車の乗客が激減しのみならず、交通産業の無統制なる資本家の自由競争のために、多數の乗客を他交通機關に奪取されてゐる。
(ト) 國家資本による省線電車の全通と市會が郊外交通資本家のために利益を計らんとして進んで承認したる民營線の市内乗入れ等は其の最大のものである。
(チ) 然しながら電氣局が路面電車或は乗合自動車を經營目的とする限り時代の進展に伴つて高速度地下鐵或は高架線の出現により或る程度の乗客減少を見ることは當然であつて早くより之を豫定して膨大なる過剰利益を見たる時代に於ける合理的な整頓が爲されて居るならば絶對に今日に至つて乗客の減少に苦しむことはないわけである。

(リ) 故に現在の電氣局の經營難の根本原因是資本關係にあるのであつて「收入減」と言ふ電氣局理事者が事あるごとに口にする言辭は『膨大なる資本の利子を金融資本家に支拂ふ事によつて豫算に不足を生ずる』と言ふ意味に外ならぬ。財政の全責任を一萬二千の従業員に轉嫁し給料の二割低下一千六百名の減首これに伴ふ勞働時間の延長スピードアップに

て以來地區組織支部闘争組織等大體に於て大衆を闘争に動員し指導するための組織が持たれて來たのであるが猶一層の充實と上部と下部と同時に職場を基礎として横に連なる相互交流關係の敏活なる活動が絶對的に必要である。

(二) 準備闘争の過程に於て今や全く東京交通労働組合一萬三千の大衆が戰闘的ストライキとその勝利に對する全日本の労働者農民の期待は嵐の如き大きさを以て擴りつゝある。全國労働組合會議の如き餘りにも明瞭なダラ幹の裏切り組織はいざ知らず凡ての労働者農民の集會に於てストライキ應援と共に共同闘争とが決議され東京市に於て其の組織を擴大強化しつゝある市電ストライキ應援團は既に消費組合、勞農救援會を中心としてストライキ團員への食糧の供給、醫療救援、スキヤップ防止、自衛團の組織、等の具體的準備を進め爭議團と完全に密着して行動せんとして居る。

(ホ) かくて今や電氣局の攻撃は時間の問題となりつゝある。一人の誠首一圓の賃銀引下げに對しても斷乎逆襲を以てこれに應へなければならぬ。

- × 貨下誠首絕對反對
- × 強固な闘争委員會を職場別に作れ
- × 偽瞞的希望退職反對
- × 貨下誠首絕對反對
- × 強固な闘争委員會を職場別に作れ
- × ストライキ應援團を強化しろ

第三、闘争の意義

(イ) 一千六百名誠首二百萬圓賃銀引下げ反對闘争は労働

るか大膽であるかと勝敗と闘争の總ての意義を決定するものである。

(ト) 然も猶吾々は帝國主義戦争の危機と國內ファッショ化の現状を見逃してはならない。吾々はかかる反動化の時期に於て闘争する。吾々の闘争は戦争を××への闘争でありファッショ粉碎の闘争であり。又東交の死命を賭して戦はねばならぬ闘争である。

- × 逆襲闘争へ進め
- × 交通産業ゼネストで暴壓を粉碎しろ
- × 闘争を通じてファッショ反動を撲滅しろ

第四、ストライキ戦術

(イ) ストライキを勝利に導くための闘争戦術は常に大衆的に討議研究されて後採用されなければならない。何となれば決定された戦術は實際的に大衆自身の身を以ての行動によつて實行されるものであり大衆の行動は決して命令や強制によつて行はれるものではなく指導によつて自發的に發揮されねばならないからである。吾々は争議を最大限度に持久し効果を擧げ勝利に導くことが口で言ふが如く容易なものであるとは考へることは出來ぬ。資本家と官権との結托による彈壓懲柔反動組織の跳梁は今回の問題に於ては特に從來吾々が経験した如何なる場合に於けるよりも深刻惡辣であらう。ストライキが明瞭なる資本家と労働者の階級の對持である限りこれは正に兩軍相對して戦ふ戦争である。資本家電氣局は其の

者の既得利益を防衛するための防衛闘争である。

(ロ) 然しながら吾等の既得條件そのものも決して労働者に與へられたる良き條件ではない。故に吾々の日常の不平不満はかゝる露骨なる資本家の攻撃ある場合にはこれに對する強力なる反撥として投げつけられなければならない。

(ハ) 東交一萬三千の勝利は全日本の交通労働者のみならず全產業労働者の勝利である。資本主義の没落を喰止めんがために労働者の犠牲を強要し大量誠首と賃銀引下げとを全面的に行ひつゝある日本資本主義への逆襲的挑戦の巨砲を放つ任務を吾等は擔つてゐるのだ。

(二) 最も明瞭なる事實として今日東京に於て吾々が甘じて貨下誠首を受けるならば明日は東京と同一立場にある大阪或ひは京都、神戸等の市電労働者へと攻撃は轉じ行くであらう。更に亦めぐつて明年も明後年も吾等が餓死するまで飽くことなき資本家の攻撃は繰り返されるにきまつてゐる。吾々のストライキは今や最後の決定的闘争である。

(ホ) 吾々の經濟闘争は其の最初の段階に於てすら敵階級としての資本家に觸れることなく又資本主義の基礎そのものに對する攻撃をせずして單に經濟的な性質に止どめようとするならば其所には闘争に對する幾多の危険を有するのである。故に吾々の闘争は最後まで打倒資本主義の闘争である。

(ヘ) 吾々の闘争は日本の政治的中心地東京に於て然もあらゆる點で最も重要な交通機關を把握して成されると言ふ特別の重要性がある。この重要な特殊性に對して憶病である。

(ロ) 組織
職場を基礎として争議團が形成され争議團は闘争のための一切の勢力を動員し背後に於ける權力をたのみ様々に戦略を用ひて襲ひかゝるのだ。吾々はこれに對抗し得る力と戦術を持つてこそ大衆の意氣を昂揚し根強く闘争し得るのだ。よき戦術が採り上げられてこそ大衆の團結力が強くなり強き團結力の上には必ず見事なる戦術が樹立されるのである。

(ハ) 要求項目

吾々の闘争が防衛闘争であるからと言つても決して消極的に賞與諸手當の削減反對のみを中心として既往の待遇を肯定する必要はない。一切の要求が特に労働時間と最低賃銀誠首反對の問題に觸れる生活權の基礎條件の獲得を目指し日常の不平不滿がこゝに叩きつけられてこそ逆襲の効果を果すものである。

(ニ) 持久力

吾々の闘争は勝利のために持久力を持つ必要がある。この一點を主力とすべきだ、闘争を持久する事によるストライキの波の全國的な波及と昂揚が眞に吾々の闘争を意義づけるものであり同時に勝利の道である。闘争の時間を長める事を考へずして交通産業のゼネストを計る事は空想に外ならない。

(オ) 動員のための軍隊式編成

(ヘ) 自衛團

動員されたる大衆を暴力團と官憲の手から守り大衆の前衛となりスキヤツブと戦ふための自衛團となる爲に争議團の中に作られなければならない。同時に自衛團は地區的に全市的に統一されて中央部の指令によつて動かなければならない。

(ト) 家族争議團の編成

家族を闘争に動員することは闘争力を擴大することであり同時に組合員を安心して闘争せしむる力となるものである。家族争議團はすべての場合と同様に職場を中心として闘争委員會並に應援團の手によつて直に編成が準備されなければならぬ緊急問題である。

(チ) 職場占據

争議團は職場を占據することが原則である。萬一然らざる場合にも職場を包囲する形で分宿或は合宿すべきである。

(リ) 共同闘争

各地區各職場を中心として市電争議應援の共同闘争への働きかけが成されなければならぬ。既に多くの工場職場に於て共同闘争に立上がるための準備がなされてゐる。特にストライキのため足を奪はれたる労働者小市民の憤激を資本家への闘争に集結させるためには共同闘争の組織が最も有効に役立つのだ。

(ヌ) 輪重隊

(ル) 醫療救援家族保護

(オ) 應援團との連絡

争議團員への食事の供給醫療設備等に就て消費組合勞農救援會等は既に着々と其の具體的準備を進めつゝある。消費組合を通じて安價な食料日用品の供給を受け争議費を節約することが絶對的に必要であり、醫療家族保護に就ても同志的立場からの援助を受けることが如何に心強いかは言ふまでもない。更に炊出し家庭訪問乳幼兒の保護等に活動するには應援團の動員を得なければならぬ。應援團との密接な連絡を取つて具體策を速に決定しなければならぬ。

(ワ) 以上の如き諸點は吾々が此の闘争をすべての困難にうち勝つて最後まで戦ひ抜くために必要とする諸戰術の一部分であり大綱である。吾々は只死を堵して戦ふ決意こそが總ての場面に於ける力強き行動となつて現れ勝利への輝かしき希望をもたらすものであることを確信する。

×闘争組織を強化しろ

×七時間労働最低賃銀二圓五十錢を獲得しろ

×官憲のストライキ干渉絶對反対

×家族も争議に直接參加しろ

×スキヤツブを一步も職場へ入れるな

×全市ゼネストを決行しろ

×ストライキ決行萬歳

(終)

() 家族に無料バス獲得に關する件

提案電車部

てゐる、然るに俺達補助手の昇給に至つては常に別個的に抜つてゐるのだ、俺達の昇給は一營業所の所長や主任の意志で左右されて居るのである。俺達は一般従業員と同様に一定の昇給規程を制定せしめ斯る偏頗的なる昇給方法を絶對に反対するものである

実行方法は本部に一任す。

() 公傷患者終身生活保證に關する件

提案電車部

交通機關の繁濶化さるゝに従つて吾々交通産業労働者の犠牲も亦増大化されて來てゐる。吾々従業員の上にも公傷に依る社會的廢者は日日増大し來つてゐる。然るに當局は之れに對し最高三ヶ年の生活保證をなすのみで他は何等顧みないので、吾々は此の社會的廢者に對しては終身生活の保證を要求することが極めて當然な事であると信する依而本案を提出す。

実行方法は本部一任

() 補助手の昇給率確立に關する件

提案電車部

一般乗務者には準備手當があるに信號手には準備手當がない。信號手が交代場所へ出張するには少くとも三十分や四十分はかかる。

而して、遅刻した場合には一分でも引かれるが上り交代の方へは居残りは一分だつて呉れやしない。當然三十分の準備手當を獲得すべきである。

實行方法本部一任

() 健康保險料資本家全額負擔並びに家族の無料診療に關する件

提案電車部

電氣局は常に我々従業員の取扱ひに對し平等であると云つ

理由

何故政府自ら健康保険法を制定したか、其れは資本家が労働者を酷使する上に労働者の健康を必要とするからである。斯くの如く資本家自身の利益のために制定された健康保険に對し、其の保険料を労働者に負擔させる事は矛盾も甚だしい。

資本家のための健康保険に其の保険料を資本家に負担させることは絶対に至當である。

然して其の理由から見ても労働者の酷使が労働者を極度に不健康にすることは資本家自身も認めてゐる。

其れは必然的に其の家族を酷使する事であり不健康に導く主因となるのだ。

右の理由からして吾々は家族に對しても健康保険の無料診療を要求するものである。

實行方法本部一任

() 兵役應召に依る日給全額獲得
() に關する件

提案 電 車 部

理由

兵役應召は一應國民として義務なりとする今日俺達は此の應召を拒むことの出來得ない状態に置かれてゐる。然も其の應召期間中俺達は收入の途を失ひ生活不安此の上なく感する

現在惹起する事故の全部は極度な交通機關の頻繁化と極端なるスピードアップに依る労働の強化と更に車輌軌道の不完全に起因してゐるのだ。
然るに當局は理由の如何にかゝらず、凡ての事故に重罰を科してゐる。
吾々は以上の三つの理由からして一切の事故に依る損害を當局負擔にしろと云ふ要求を持つのだ。

實行方法本部一任

() 事故に依る一切の損害當局負
() 損に關する件

提案 電 車 部

理由

現在惹起する事故の全部は極度な交通機關の頻繁化と極端なるスピードアップに依る労働の強化と更に車輌軌道の不完全に起因してゐるのだ。
然るに當局は理由の如何にかゝらず、凡ての事故に重罰を科してゐる。

吾々は以上の三つの理由からして一切の事故に依る損害を當局負担にしろと云ふ要求を持つのだ。

實行方法本部一任

() 密行制度撤廃に關する件
() 車掌昇格に關する件

提案 電 車 部

理由

成年車掌と同様な仕事を強ひられながら少年車掌なる理由で特殊賃銀しか支給されない。

其の上十八歳になれば本務車掌にさせると云ひながら満十九歳迄特殊賃銀で酷使してゐる。
少年車掌の名のもとに少しでも長く特定賃銀で酷使する當局のインチキに絶対反対すると共に十八歳に成つたら直ちに本務車掌にすべきである。依つて本案を提出す。

實行方法本部一任

() 滿十八歳の少年車掌即時本務
() 少年車掌賃銀に關する件

提案 電 車 部

理由

電車補助車掌給與に關しては六等級(日給一圓六十五錢)を以て一時本務車掌まで昇級停止の表示がなされるも給與規程第四十五條に左の如き昇給の規程が明示されてゐる。

成績優秀なる六等電車補助車掌に對しては特に日給一圓八十錢迄を給することを得

以上の規定あるにも拘らず現在補助車掌は六等になつて以來半年甚敷は十數ヶ月勤続せるも依然一圓六十五錢の薄給によつて搾取を重ねてゐる。依つて吾々は日給一圓八拾錢給與實施の獲得を提出する次第である。

物凄い迄に復雜繁激化せる交通機關の殺人の恐怖下に於ける帝都に電鐵開始以來の殘留物である粗悪な單車を運轉せらるるため吾々從業員が如何に労働過重を強行され如何に不

ものである。

國民としての義務遂行をなす事に就ても日給全額負擔は雇傭主たる電氣局がなし兵役應召に依る生活不安一掃の義務は當然すぎる程當然であると思ふものである依つて本案を提出す。

實行方法本部一任

() 事故に依る一切の損害當局負
() 損に關する件

提案 電 車 部

理由

國民としての義務遂行をなす事に就ても日給全額負擔は雇傭主たる電氣局がなし兵役應召に依る生活不安一掃の義務は當然すぎる程當然であると思ふものである依つて本案を提出す。

實行方法本部一任

() 密行制度撤廃に關する件
() 車掌昇格に關する件

提案 電 車 部

理由

現在惹起する事故の全部は極度な交通機關の頻繁化と極端なるスピードアップに依る労働の強化と更に車輌軌道の不完全に起因してゐるのだ。
然るに當局は理由の如何にかゝらず、凡ての事故に重罰を科してゐる。

吾々は以上の三つの理由からして一切の事故に依る損害を當局負担にしろと云ふ要求を持つのだ。

實行方法本部一任

() 滿十八歳の少年車掌即時本務
() 少年車掌賃銀に關する件

提案 電 車 部

理由

成年車掌と同様な仕事を強ひられながら少年車掌なる理由で特殊賃銀しか支給されない。

其の上十八歳になれば本務車掌にさせると云ひながら満十九歳迄特殊賃銀で酷使してゐる。
少年車掌の名のもとに少しでも長く特定賃銀で酷使する當局のインチキに絶対反対すると共に十八歳に成つたら直ちに本務車掌にすべきである。依つて本案を提出す。

實行方法本部一任

() 滿十八歳の少年車掌即時本務
() 少年車掌賃銀に關する件

提案 電 車 部

理由

電車補助車掌給與に關しては六等級(日給一圓六十五錢)を以て一時本務車掌まで昇級停止の表示がなされるも給與規程第四十五條に左の如き昇給の規程が明示されてゐる。

成績優秀なる六等電車補助車掌に對しては特に日給一圓八十錢迄を給することを得

合理的な事故の處罰を強いられて居るかは多くの説明を要さない。

斯くの如き單車使用の即時廢止を要求するものである。

尙交通産業労働者の特殊病とまで言はれる肺結核の恐るべき病氣の主因も粗惡なる單車の使用と更に現在のボギー車の如く衛生上の設置に何等の考慮を拂はざる電車を使用するためである。

吾々は賃下げ減首労働の強化に反対すると共に、一面保健衛生の立場から斯る粗惡なる車體の改善を要求するものである。依而本案を提案する。

実行方法 本部一任

() 一切のストライキ破り排撃に

() 關する件

提案 電 車 部

理由

労働者の生活防衛のための最強力な闘争手段は我々の武器ストライキである。此の吾々の生命を堵しての闘争に其れを防害し裏切るスカッップに對しては全勢力を集中して粉碎しなければならぬ具體的なることは提案の際説明する。

實行方法は本部一任

() スピートアップに依る労働強化

() 絶對反対に關する件

提 案 電 車 部

理由

路面電車の行き詰りは他の高速度交通機關の發達に起因してゐる事は明瞭である。當局は此の缺陷を補はんとして吾々に對し労働の強化を強要してゐる。其の必然的結果は我々交通労働者にのみ特に見る胃腸肺病等の病に冒され倒れる者の増大しつゝある事實に依りスピードアップに依る労働強化に絶對反対するものである。

実行方法 本部一任

() 退職者に對する諸給與金即時支給の件

提 案 軌 工 部

理由

我々從業員が退職せし場合の諸給與は當然即時支給されるべきに不拘從來之が取扱に付ては著しく緩慢を極め其の性質と背馳するものがあり同時に退職後に於ける活動上に及す悪影響は實に甚大である。故に本案を提出する次第である。

実行方法 新本部一任

() 停年低下絶對反対に關する件

提 案 電 車 部

理由

作業上の事故は當然當局が責任を負ふべきである。吾々は總ての作業上の事故及組合運動者なるが故に彈壓する不當處罰に對して絶對反対である。

實行方法 日常闘争として凡ゆる處罰に對し反対闘争を捲起すことを新本部に一任

() 組長班長公選闘争の件

提 案 電 氣 部

理由

この議案は昨年度の大會に提出可決されたものであるが、その後その目的が少しも貫徹されてゐないのみならず、今度當局が七百萬圓の赤字穴埋めの一助として、我々從業員の最低限度の賃銀の一部であり、生活の保證として支給されつゝある處の諸手當、諸給與等々を削減、又は撤廃せんとしつゝある事に鑑み、我々は猶一層二重賃銀制度なるものが、如何に不利な制度であるかを痛感し、これを契機に一路單一賃銀制度確定のために戦ひ、我々の生活の安定、生命線を死守せねばならぬと思ふ。依つて本促進案を提出する次第である。

理由 提案工場部

() 共済組合部会委員減員反対闘争の件

提案 電 気 部

理由

電氣部は他支部と異り職場が市内外に亘り三十有餘ヶ所ありこれを一々歴訪して従業員の世話を相談相手となることは到底二人では出来ない。

専くとも各営業所に一人安置すべきである。尙當電氣部のみならず各職場に於いても今回當局の方針による部會委員の減員は共済組合の事務のみならずあらゆる一切の従業員に取つてこの上なき不便と不利なるものである。依つて吾々は部會委員の増員の件を提出する次第である。

實行方法

新本部員一任として各支部協力して大衆的な獲得闘争を起すこと。

() 忌引規程改正闘争の件

提案 電 气 部

理由

電氣局は現在職員と傭員とを忌引休暇に於て區別して居るが、職員と傭員とが人情迄變り有ることは斷じてない。親子の死別は人生の最大悲惨事なるにも不抱七日の忌引で

從來非乗務者の昇給は内規に依つてなされ、其の内規は、甲乙丙等に區別され最高何錢と定められてあるも、最低は定められて居らぬ、故に其の昇給は所長や主任の手加減に依つてなされるので情實に據ることが多く各職場は不満の聲が非常に多い。斯ることは不平不満を招來する許りではなく、作業上の能率に影響する處甚大であり速急に規程（最低一ヶ月一錢を基準とする）を確立することが必要である。

實行方法

非乗務各部を中心として新本部と協力して大衆的な闘争を起すこと

() 容疑検束拘留による馘首並に處罰反対闘争に關する件

提案 自 動 車 部

理由

解放運動途上に於ける前衛分子には絶えざる迫害が加へられ、組合の戦闘化を恐れる支配階級は絶えず有効なる戦闘分子を留置検束拘留によつて威嚇し、然も之を又實によき口實として直接資本家である電氣局は釋放後と雖も、出勤停止強制轉勤甚だしきに至つては馘首を以て臨んで來た。日本の法律は實に資本家には都合がよく出來てゐて、何も犯罪を犯さずとも官権の推定によつて何時でも一寸來いと引張るのだ。

() 四月争議未採用者即時復職並に再採用者復等及勤續年限通算に關する件

提案 自 動 車 部

理由

全従業員の生々しき記憶として永遠に消ゆる事なき四月争議恨みの犠牲者十數名は數百萬の失業群の中にあつてプロレタリアの勝利の爲に職場を離れず、今日猶勇敢に苦闘を續けてゐる。而も今迄凡ゆる機會を通じて幾度となく其の復職再採用の要求は提出し、闘かはれたりと雖も、頑迷なる當局は言

は餘りに短時日であつて感情を整理して仕事にかかる事が出来ない。故に親子妻等の忌引は少なくとも十五日以上を獲得することを提案す。

實行方法新本部一任

() 活線作業に特別手當獲得闘争の件

提案 電 气 部

理由

活線作業は電氣労働者が生死を堵しての作業にして雨天の時などは特に危険極まりない。當局は需用者『サービス』の爲めに之を危険と知りつゝ強要しつゝあるもので既に東電にては支給されて居る。吾々も之は特別作業なるが故に手當を取らねばならぬ。

實行方法

電氣局内の電氣労働者を主體として獲得闘争を新本部役員と共に捲起すこと

() 非乗務者昇給（最低一ヶ月一錢）規程確立闘争の件

提案 電 气 部

理由

その度毎に雇傭主から處罰され馘首されるとしたら、労働組合は結局骨抜きにされてしまふ。吾々には労働組合の戰闘化の爲にこうしたことに斷然抗議せなければならぬし、又容疑検束拘留に逢つた同志を其れ故に處罰させることは身を以て反対し守らねばならぬ。

實行方法

我々は電氣當局に容疑検束拘留による馘首並處罰絶対反対の意志表示を本大會の決議によつてなし、直ちに當局に提出すること。其れの具體的實行は新本部員に一任

を左右にして入るところとならず體よき形に於て拒否し來つたのである。然も今や三度電氣局は現業員に對しては未曾有の暴壓を以て臨んで來つてある。この時我等の勇敢なる犠牲者奪還とすでに復職しつつある同志の等級を元通りにし勤続年限の通算の要求をこの暴壓反撃闘争に結合し當局に要求し全大衆のものとして闘かはれん事を提議するものである。

實行方法

當局の正に下さんとする暴壓反對闘争に結合して闘かはれべく要求書の一項目に加へ當局に提出すること。

() 有給性理休暇七日間要求獲得

() に關する件

提案自動車(婦人部)

理由

青少年婦人労働者の激増は一般労働者の質銀低下を意圖し資本家階級の生産費低減による利益の増加を計る陰謀の結果である。資本主義國家内に於いては一家の主人(労働者)の得る勞賃では其の家族の生活を維持することが到底困難であるやうな低賃銀で酷使される結果労働者の家に生れた殆んど凡ての子弟婦女子は幼年期より非衛生的で不完全極りなき工場に働くかねばならぬことを餘儀なくされてゐる。特に交通婦人労働者は其の職業上於ける激務にも拘らず何等の保護施設もなく其故に又婦人の性理的體質關係など些かも顧

慮するところなく一般男子労働者同様長時間の酷使に屈従せしめられてゐる。それ故に我々婦人労働者の不平と要求は限りなくあり殊に婦人自身の保健を守る爲に我々交通婦人労働者の特殊的要挙として一ヶ月七日の性理休暇を與へよと最後迄絶叫するものであります。

實行方法

當面我々交通婦人労働者のこの要求を直接の雇傭主たる電氣局に向つて一般従業員の要求と結合して提出すること。特に東交内に於ける男子青少年労働者の労働條件に於ける不平はその特殊的な點に於いて共通性を多分に持つてゐるが故に平常に凡ゆる機會を利用してはその闘争を結合せしめこの運動を大衆化せしめること。

() 本部役員選舉の件

提案本部

選出方法

- (イ) 中央執行委員は規約第十條により選出すること
- (ロ) 中央執行委員長は中央執行委員を候補者とし一般公選によること
- (ハ) 中央會計は一般公選により選出すること

大會報告書

一般的概要

世界の資本主義が直面せる没落への危機の進行は、資本主義國家間に於ける凡ゆる努力にも拘はらず、愈々益々最後のドタ

ン場に一路行進を續けてゐる。

然して此の危機を開せんとする彼等のモガキは、労働者大衆に對する最後の突撃となつて現はれ、殊に經濟的動搖の擴大

深化は一層の重壓を勞働大衆の上に影響せしめ、未曾有の失業者群の増大、賃銀の低下に労働者大衆の生活を極度に窮乏化せ

しめてゐる。

しかも此の危機を更に勞農大衆の犠牲によつて打開せんとし第二次世界帝國主義戦争の準備は進められてゐる。しかし乍ら

斯かる資本の攻撃に對して、労働者大衆は、反動の嵐を乗り越へ此の反撃鬪争に邁進してゐるのだ。

日本に於ける資本主義は世界資本主義の一環として恐慌の波に呑み込まれ、四苦八苦のモガキを續けてゐる。日本資本主義

が基礎薄弱なる上に成長したことは最も恐慌を大ならしめた。

しかして極度の恐慌の深化は、政治的動搖を捲き起し、政治機構未曾有の混亂動搖は非常時内閣の出現によつて、凡てを物語つてゐる。斯くて日本資本主義が此の矛盾、動搖、危機を切り抜けんとした、滿蒙事變も却つて益々其の動搖と危機を更に

深める以外の何物もゝたらさない。

非常時内閣の出現、反動ファッショの擡頭、舉國一致のかけ聲はかく勞農大衆に對する一層の暴壓として、一切の自由を剝奪し徹底的な彈壓となつて、假借なく勞農大衆の上に打ち下されてゐる。これこそ資本主義最後の攻撃であり、うづ高き勞農大衆犠牲の上に自らを更生せんとしてゐるのだ。だが彼等の斯かる努力にも拘はらず、危機は益々深まり奈落の底に落ち行くのみである。

斯くの如き資本主義の没落倒壊への行進は、資本主義の動脈を形成する交通運輸産業に於て更に甚だしいものがある。

特に路面電車は他交通機關の發達に押され、數年來赤字に次ぐ赤字を出し、財政的危機を一層深めてゐる。此のこととは東京大阪を初め全國の六大都市々電に、或は各私鐵に於て其の差こそあれ同一なる運命を辿りつゝある。しかして我が東京市電に

於ける赤字は、今や七百萬圓に及んでゐる。しかも市電の經營方策は金融資本の利益擁護を絶対の條件としてゐるが故に、これ等の赤字對策は凡て從業員が對象として行はれてゐるのだ。

斯かる情勢の裡に於ける市電一萬三千の全從業員を組織抱擁する、我が東京交通労働組合の過去一ヶ年は、文字通り闘争の一ヶ年であつた。昨年十月二十日の大會後今日迄二回闘争委員會を組織し、闘争基金も又二回徵集したことによつても、過去一ヶ年が如何に闘争に終始したかがハツキリする。更に又錦糸堀、廣尾、自動車大塚支部に於ける、職場ストの決行は大衆の闘争への奮激を物語る事實の現はれである。しかして今、現に闘争委員會は目の前に迫りつゝある、二百萬圓賃銀引下げ一千六百名の誠首に對しての反對闘争を断乎押し進めてゐるのだ。

しかもこれ等の闘争に於て資本主義の全面的攻撃に對する闘争が、全交通産業労働者の全體的闘争として戦ふことが絶対に必要であり、このことが我々の勝利であることを確信し、交通労働總聯盟の全體的闘争として戦はれて來たし、又戦はんとしてゐるのである。

× × ×

我々は正に下されんとする大彈壓に對する闘争を目の前にして本年度大會を開催した。我々は過去一ヶ年の闘争に於て批判すべき幾多の問題を有する。これ等の闘争を批判し重大なる闘争に對して誤りなき方針の下に戦はなければならぬ。従つて本報告は過去一ヶ年間の主要なる闘争の報告並に批判に重點を置き更に大會の忌憚なき批判に訴へんとするものである。嚴正なる過去の闘争の批判によつて今後の闘争に備へねばならぬ。

一、日本交通労働總聯盟擴大強化の闘争

資本主義の三期的恐慌の深化は交通運輸産業に重大なる打撃を與へた。國鐵を初め海陸交通運輸産業は赤字の續出に、非常なる經營難に陥り破綻の危機に瀕してゐる。特に路面電車は他の高速度交通機關の重壓により一層の經營難に突き落され、東京市電を初め全國大都市の電車事業は一様に膨大なる赤字を出し、四苦八苦の状態にある。

しかして此の經濟的破綻の危機を開闢せんとするための方策は、全部從業員大衆の犠牲の上になされてゐるのだ。東京市電に就いてみても、昭和四年以來誠首賃下げ労働強化の強襲は數へるに暇ない程である。昭和四年々末以來市電一萬三千のゼネストを二回決行したことによつても、如何に彈壓の甚だしいかを雄辯に物語つてゐる。又斯かる彈壓とこれに對する闘争は東京市電のみではない。國鐵を始め大阪市電に神戸に横濱に其の他至る所の私鐵、或はバス等に於て行はれてゐる。

だがこれ等の資本の強襲に對する労働者大衆の闘争も、其の殆んどが敗北の状態に置かれてゐる。此のことは交通労働者の闘争が社會的に重大なる關係を有するものであり、又現下の資本主義の危機に臨んでの交通労働者大衆の奮激闘争の發展は、資本主義其のものに對する致命的打撃を意味するが

故に、交通産業労働者の闘争に對しては、資本主義機構内に於ける凡ゆる力を動員して、其の粉碎をせんとするからである。即ち國家權力の絶對的強壓、ストライキに於ける一切の反動組織の總動員によるスカップ等彼等の力を打つて一丸とした、總攻撃は個々の力のみを以つてしては到底勝利し得ないのだ。

然し乍ら此の幾多の苦闘の中から我々は貴重なる收穫を得た。即ち斯かる資本の總攻撃と戰ひこれを擊破するものは、交通産業の全労働者が全國的に統一的闘争を展開することのみが我等の勝利であり、其のために強固なる組織を作ることである。かくて交通労働總聯盟の眞の闘争組織としての確立更に全國的交通産業労働者の單一組合の結成、交通産業労働者のゼネストの決行を目標として、かゝる苦闘の中から各加盟團體大衆の中より盛り上げられて來たのである。

しかして大衆的規模に於て總聯盟確立闘争は職場の中より戦はれ、十一月二十九、三十日大阪に於て大會にかはる擴大中央委員會は、我が東交より代議員四十九名出席、大阪、神戸、横濱、郊外、大阪自從等より六十亜名、全代議員百十四名により劃期的な意義ある擴大中央委員會は開催せられたのだ。

擴大中央委員會は緊張と熱意の中に、運動方針、行動綱領規約、宣言及び當面の闘争議案を決定し最後に役員を發表して閉會した。尙東交よりは人件費削減豫算反對闘争に關する件、スピードアップによる労働加重反對闘争の件、兵役應召

を絶対必要とする。それは交通労働總聯盟の全體的統一闘争として戦ふことであり、最後迄粘り強く戦ふことである。

斯くて交通労働總聯盟擴大中央委員會に、東交は人件費削減豫算反對闘争の件を提案し、全加盟組合が同一要求を提出し、交總指導の下に戦ふこととなつたのである。

しかして交總本部は十二月七日人件費削減豫算反對闘争に關する第一號指令を發し、十二月十七日午前十時全中央委員会を動員し次の三項目に亘る嘆願書を提出し、一週間後の十二月二十四日に回答を取るべきことを要求した。

人件費削減豫算反對反對
(イ) 貨銀低下絶対反対 (ロ) 整理による誠首絶対反対
(ハ) 賞與諸手當の削減反対 (從來削られてゐる處はその復活)

(二) 嘆願書提出

斯くして十二月十四日開かれた組合第二回中央委員會は交總指令に基き左の如く議事を進めた。

- 一、要求提出に關する件
- A、提出日時 十二月十七日午前十時
- B、提出の方法 全中央委員を動員すること
- C、嘆願の形式を取り三ヶ條とすること (條項後記)
- 二、闘争委員會組織に關する件
- A、班、組を單位として闘争委員を選出し支部闘争委員會

かゝることの断じてなき様聲明せられたり

三、昭和七年度より賞與諸手當を昭和四年度の基準に復活せしめられたり

昭和五年度六年度に於ける賞與諸手當の減額は其の年度限りである事を其都度當局理事者より聲明されてゐるのであります。故に來年度に於ては復舊せしめるは當然であると

信します、のみならず現在の社會情勢は物價は日々高騰に向ひさなきだに生活不安に怖かされつゝある全從業員に對して不安を一掃し業務に勉勵せしめる爲めにも速かに賞與

諸手當の復舊を聲明せんことを望むものであります。

以上の如き要求は單に東京のみでなく交總加盟の大坂、神戸、京都、横濱、郊外電鐵に於て一齊に行はれ統一闘争の實踐的巨歩は踏み出されたのである。

斯くて本部は闘争の徹底を期するため翌十八日闘争委員の選定、闘争基金の徵集、宣傳煽動に關し、執行委員の地區分擔に就いて全支部に通達を發送し闘争の高揚と回答に對する準備に努め、更に指令を發し回答日に於て職場内報告の決行と、大衆の闘争に對する關心と奮激を高め次の再嘆願書提出に對する壓力たらしめべく注意を喚起した。

(ホ) 再嘆願闘争

嘆願書に對する回答は豫期せる通り左の如き不満足なるものであつた。

一、貨銀並に歩増を絶対に低下せざる事とされたし

を組織すること

B、中央部闘争委員は支部闘争委員會によつて選出し左の比率により構成すること

電車、自動車は各支部より一名宛、非乗務部は各部より二名宛

C、二十三日迄に決定し本部に報告すること

D、闘争委員會は決議機關でなく實行機關であり恒常的機關の補助機關である

闘争基金徵集に關する件

組合員一名につき五十錢宛徵集し本部に保管すること、二十七日午後四時迄に本部に納入すること

等を決定し闘争準備を進めると同時に左の如き嘆願書は二十七日午前十時全支部中央委員により、立石局長に提出され回答は一週間後の二十四日にせらるべきことを要求した。

嘆願書(前文略)

一、貨銀歩増しを絶対に低下せざる事とされたし

從業員の日給並に附帶手當残業歩増の一切は本給として吾等の生活を保證する基礎的收入なるを以つてこれが低下されれるが如き事は絶対に反対するものであります

二、整理による誠首を絶対に爲さざる事とされたし

人件費削減を目的とする誠首の強要は斷じて首肯し得ぬ所であるのみならず傭員に不適當と云ふが如き不鮮明なる理由の下に從來屢々不當なる誠首が行はれ來つた事實は整理を意味するものとして絶対に反対するものであります將來

回答。昭和七年度に於ては貨銀及び歩増を低減するの意思なし

二、整理による誠首を絶対に爲さざる事とされたし

三、昭和七年度より賞與諸手當を昭和四年度の基準に復活せしめられたり

回答。當局財政の現狀は到底嘆願を容るゝの餘地なきを遺憾とす但し事業の好轉に應じ待遇の向上を促進する

様考慮を拂ひつゝあり

しかし此の回答報告は即日全職場に妨害と彈壓をヶ飛ばして勇敢に行はれ、不誠意なる回答に大衆の奮激は更に高まり次の闘争への壓力を強めたのである。又かゝる嘆願に對する回答は交總全組合に對しても同様なるものであつた。斯くて本部は再嘆願提出に對して左の如く決定したのである。

再嘆願條項

一、昭和七年度に於ては貨銀及歩増を低減せずとされたし

二、不正行為以外の整理は絶対に行はざる事とされたし

三、昭和七年度より賞與諸手當を昭和四年度の基準に復活せしめられたり

以上三ヶ條を再嘆願條項に決定したことは全從業員大衆の最も緊切なる問題であり、社會的一般情勢を充分考慮し我々の要求の正當さを社會的に認識せしめ、全從業員の生活権擁護の立場より決定したものである。従つて我々の闘争は此の

基準を死守することにより、よく大衆的確固たる信念の下に断乎として押し進めらるべきである。

再嘆願提出の日時に對しては年内に提出することが、今日まで高まる闘争を年内の押し詰まつた時期に於てすることが最も當を得たものであり、大衆が正月氣分によつて闘争に熱意を缺ぐが如きことのない様決定したのである。

しかして以上の決定を持つて十二月廿六、廿七日開かれた交總常任委員會に臨んだのであるが、全國的統一的再嘆願提出は、日時が許さず遂に昭和七年に持ち越されたのである。

尙交總常任委員會は闘争委員會組織に對する再検を行ひ前指令の不明確さと誤謬を認め闘争委員會改組の指令を一月六日に各組合に發送各組合は再プリントして各支部に發送したのである。

改組の重點は中央部の闘争委員會は中央委員會を縮少したものにして闘争に對する一切の決議執行の權限を有するものであり本部執行委員は闘争委員として闘争委員會に參加することである。

從つて支部闘争委員會も中央闘争委員會の構成に倣つて支部闘争委員會を組織し第一、第二、第三と順次用意することである。

しかしして交總本部は再嘆願提出を一月二十三日午後一時中央闘争委員全員によつてなすべきことを指令した。

本部は交總指令により再嘆願提出に對する準備を進め、闘争を最も有力に戦ふための一機關として地區委員會を組織す

ることを決定した。

地區委員會の基本的任務は左の如きものである。

(イ) 全職場全支部の闘争を統一的に發展せしめること

(ロ) 支部と支部又地圖と地區の緊密なる連絡を取ること

(ハ) 宣傳煽動を統一的に強力に行ふこと

(ニ) 指令其の他印刷物の敏速なる配布とこれを普遍化せしめること

(ホ) 大衆動員の機關であり中央闘争委員會の補助機關として活動すること

地區組織は下記の如し

城東地區 「電車部」錦糸堀、柳島、三ノ輪「自動車部」新谷町、同車庫、「軌工部」南千住、深川「車庫部」錦糸堀、柳島、三ノ輪「電力部」本所、深川、新谷地中線

城北地區 「電車部」神明町、巢鴨、大塚、早稻田、「自動車部」大塚、同車庫「軌工部」春日町「電氣部」春日町其他職場

城南地區 「電車部」新宿、青山、青南、廣尾「自動車部」新宿、澁谷、同車庫「軌工部」青山「車庫部」新宿、青山廣尾「電力部」青山「電氣部」青山、目黒其の他

城西地區 「電車部」三田、赤坂「自動車部」濱松町、同車庫「軌工部」大門、濱松町、芝浦、數寄屋橋、測量「車庫部」三田、大門「芝浦工場」「電力部」數寄屋橋「電氣部」赤坂其の他

以上各支部は一名の委員を選定し地区委員會を組織すること

る果敢なる闘争をすることが絶対になされなければならないのだ。

賞與諸手當の復活闘争人件費削減豫算反対闘争はかかる闘争の擴大によつてのみ最後迄全國的統一闘争は可能である。

斯くて本部は再嘆願の回答を前にして、一月三十日中央闘争委員會を召集し、賞與諸手當復活に對する闘争方針を提案し中央闘争委員會は此の闘争方針を可決したのである。

決定した闘争方針の概要は左の如きものである。

一、市債所有者金融資本家に對する闘争

三井、三菱、安田、住友等市債二億餘萬圓を有する金融資本家に對する闘争として市債モラトリアルをスローガンとし先に彼等が政變を利用してドル買ひによつて得た二億萬圓にも及ぶ巨利の曝露を市債モラトリアルと結合せしめ、他無産團體及無產市民とも協力し電車賃下げ等の市民的要要求を取り上げ、大衆の奮起を促すと共に大衆動員により執拗に戰ふこと

二、市債は市で處理しろ！ 受益者負擔金で返せ！

交通機關によつて最も利益を得るものは資本家地主である市債は市に移譲し受益者負擔によつて公債は處理させること

其のためには資本家地主の代表機關であり全從業員に對する暴壓を常に、劃策し決定する市會に對し又市の理事者に對し大衆的行動を以つて戰ふこと

三、國家資本鐵に對する闘争

市電今日の苦境の一因は國家資本省電の壓迫にあることは餘りにも明らかだ。大正十五年國鐵は市内交通量僅に十パーセン

と、地區委員會は常任者（地區委員長）を決定し三名乃至四名の連絡委員を決定して置くこと等が指令され實踐された。

かくて二十三日午後一時全中央闘争委員によつて前記の三ヶ條の再嘆願書は局長に提出され、回答は二月一日にすべきことを要求したのである。交總加盟の各組合が統一的に再嘆願書を提出したことは勿論である。

再嘆願に對する電氣局の回答は前嘆願に對する回答と同一であることは、再嘆願提出に於ける局長の言辭によつても明瞭であつた。賞與諸手當の復舊に對しては事業の好轉によつて考慮すると云ふのであるが、しかし乍路面電車事業が今後如何なることがあつても好轉するが如きことは絶対にあり得ないことである。斯くては公人としての前局長の誓約が反古の如く打捨てられ、又我々は永久に賞與諸手當の復活は望み得ないのである。のみならず此の賞與諸手當の復活闘争は此の闘争を果敢に行ふことによつて、更に全從業員の頭上に下されんとする賃下、醜首等の大彈壓に對しての防衛の闘争として重要な意義があつたのである。

しかも我々の闘争を發展せしめ全從業員の生活を擁護或は伸張するには、從來の如く無責任な理事者のみに對する闘争では勝利することが不可能である。我々の闘争は勿論理事者に對しては直接執拗果敢に戰ふのではあるが、背後に於て電氣局を操り電氣局の收入の大部分をカツバラツテ行く金融資本並に、其の手先である市會又は電氣局の事業に重壓を加へつゝある、國家資本並にそれ等を擁護する一切の權力に對す

セント内外に過なかつたが昭和五年度には三十三・パーセントに飛躍し當時七十五パーセントの絶對的優位にあつた市電は

昭和五年度に於ては三十四・パーセントに激落したのである。これ等のことは省電環状線の開通、施設の完備等により市電は乗客を奪取したものである。しかも國鐵に於ては他の政商などの經營してゐる私鐵の並行線に對しては損害を補償して置き乍ら市電に對しては補償しないのである。のみならず監督の地位にあることを奇貨とし、市電の發案せんとする一區三

錢或は五錢案等に對しては省線乗客に影響するとの理由により許可しないのである。これ等國鐵の專横に對し損害補償の要求をすること。しかして我々と同一立場にある國鐵從業員に働きかけをして闘争すること。

更に電力料の値下げ問題等を取り擧げ断乎實踐へ移すことになつたのである。

しかし我々は斯かる闘争を通じて更に我々の力を強化し大衆の闘争に對する視野を廣め、闘争の領域を擴大し大衆を訓練し動員し目的的の貫徹を期したのである。しかも闘争に対する見通しは資本主義のラツ内に於ける労働者の生活は改善どころか餓死せしめる外にない。従つて我々の闘争は資本主義の打倒へ！従業員の管理による新たな經營のみが生活を安定し、向上せしめる唯一の道であることを確信し、我々は斯かる闘争の見通しの上に起つて、闘争の領域を廣め、交通産業労働者の統一戦線の強固たる確立は勿論、他無産團體との共同闘争により全階級的闘争に發展せしめることでな

賞與諸手當が嘗て馬渡局長時代に於ける誓約によりても昭和六年度に限ることは公知の事實であり又賞與諸手當が其の實質に於て従業員の日給の一部であり従つて全従業員が如何に賞與諸手當の復活を要求してゐるかは全従業員の決死の覺悟を以つて此の復活のために闘争せんとする熱意に微しても明らかである。

今や昭和七年度豫算は市會に上提され最後の決定をせんとしてゐるに際し我等は全従業員の名に於て賞與諸手當の復活に對し豫算の決定に最も重責ある市會が従業員の要求を入れ生活に對する脅威を除去され安じて業務に就かれる様されることを要求するものである。

右決議す。

昭和七年二月十五日

然して本部は更に昭和七年度豫算を分析批判究明し曝露資料として全支部に配布、更にビラ、ニュース等により連續系統的に豫算の暴露と市會に對する闘争の宣傳煽動に全力を擧げ大衆の奮起と最後のゼネストに向つて戰ひを進めたのである。

A、横濱市電共和會ストライキ 決行

(イ) 従業員に大彈壓

昭和七年度豫算に於ける人件費削減反対闘争を交總指導の

(ヘ) 市會に對する闘争 決議

我が東京交通労働組合中央闘争委員會は市電氣局一萬三千の全従業員の切實なる要望を代表して次の如く決議す。

我等市電全従業員は多年に涉る當局者の無謀放慢なる資本家本位の經營の結果より招來せる財政の窮乏は常に従業員に轉嫁強要され職首、賃銀引下げ、賞與諸手當の削減撤廃其他労働條件の劣悪化を來し生活は極度に窮乏化せしめられて來た。我々は昨年來當局に於ける昭和七年度豫算編成に當つて二回に涉り賃下職首反対賞與諸手當を昭和四年度の基準に復活せしめられたしと嘆願し當局又賃下職首はせずと言明したのであるが賞與諸手當の復活に對しては全然拒絶したのである。

下に全國的に戰ひつゝある、横濱市電共和會に對し横濱市電氣局は、削減はしない方針だが、市の財政が窮迫して豫算が組めない様な場合には、従業員の入件費削減を承認して貰はなければならぬと回答したのであるが、其の後電氣局は二割の賃銀引下げと、賞與半減、昇級無期停止と云ふ大彈壓豫算を編成し、局長永田兵三郎の名によりビラを撒布し全従業員に挑戦して來たのである。しかも局長は此の大暴壓に對して反対するものは不逞の徒であると聲明し、従業員の奮起に對して威嚇して來たのである。

しかも一方金融資本家に對しては金再禁止によつて八十萬圓も利子支拂へを増額し、従業員よりは二十萬圓搾取することによつて餓死を強要し、これに反対するものは不逞の徒であると云ふのである。局長や市會こそ金融資本家に奉仕するため従業員を飢餓の底に突き落し、殊更平地に波らんを起さんとする不逞の徒だと云はざるを得ないのである。

(ロ) 斷乎ストライキ決行

此の大彈壓と挑戦に對して共和會は斷然闘争すべく決意し一切の準備を完成し、横濱市従業員組合との共同闘争の下に十三日神奈川會館に於て全従業員大會を開催し、要求書提出を決定し、全市従業員のゼネストによつて彈壓豫算を粉碎すべく決議し、更に地區的に大會を開催することによつて最後迄戦ふべく、闘争組織の強化、戰時組織の編成、市民に對する宣傳に斷然奮起せんとし一切の準備を整ひたのである。

ければならなかつたのである。斯かる方針の下に全精力的に戰ふことに決定したのである。

斯くて豫期せし如く再喫願書の回答は前回答と同様不誠意なるものが二月一日になされたのである。

しかし交總常任委員會も東交の闘争方針を探擇し、飽く迄しかも新たなる闘争方針の下に闘争を展開することになつたのである。

（ヘ）市會に對する闘争
決議

しかし決定された方針は即時實踐に移され豫算案が市會に廻附されたるを機會に二月十五日開かれた中央闘争委員會は左の如き決議文を可決し翌十六日實行委員は大神田市會議長村田豫算委員長、永田市長、立石電氣局長に突きつけ市會に對する闘争の火蓋を切つた。

しかして賞與三分の二減反対、出征兵士日給全額支給、昇給停止反対、事故による厳罰反対の要求を提出し、十二日最高まり、回答と同時に幹部の大部分は官憲の不當なる彈壓に檢束され、東交幹部又總檢束の報に十三日始車より、遂に交總の指令を待たずして斷然ストライキを決行するに至つた。

(ハ) ゼネスト準備完成

斯かる横濱市電の大暴壓に對して我が東交は如何に戦つたか。先づ此の大彈壓は支配階級の意識的分散戰術に出たものである。即ち横濱市電は交總加盟組合中最も力の弱い部分であり、しかも横濱のみを彈壓することによつて交總全體の奮起を抑壓せんとしたことは明らかである。

又我々は過去に於けるストライキに於て分散的戰術を取つたが故に敗北した。其の敗北の貴い經驗と批判の上にこそ交總を確立し人件費削減豫算反対も、全國的統一戰線の下に戦はれつゝあるのである。即ち横濱彈壓は東京の彈壓である。従つて横濱のストライキは又東京、大阪交總全體のストライキでなければならぬ。かゝる基本的態度に於て横濱の彈壓は戦はれたのである。されば本部は三月四日緊急闘爭委員會を召集し、横濱市電共和會と同一行動に出るため戰時編成をすること、横濱市電昭和七年度人件費削減豫算を即時撤回すべしの決議文を市長、市會議長、豫算委員長、局長に手交する

こと、更に内務省に彈壓に對する抗議することを決定し即時實行したのである。これ等のことは一面從業員大衆の奮起を高めると共に、社會的情勢を有利に展開せんとする戰術であつたのである。

しかし更に十一日中央闘争委員會を開催、支部戰時組織の強化、指令の嚴守、責任者は職場内に頑張ること、地區アヂトを作り連絡を完全にすることを決定し更に情勢により左の四ヶ條の要求を提出することとなつた。

一、出征者日給支給期間の撤廢

二、賞與諸手當を元通りにしろ

三、未採用者を即時採用しろ

四、復職者の昇給復活

闘争委員會後本部は某所に執行委員會を開き、部署及アヂトを決定し、最後の指令發送の前に待期の指令發送を決定し、各部署に就き戰時の活動に入つたのである。しかして交總は十五日始車より全國一齊に總罷業に入るべく指令を發し、又總罷業宣言を印刷十二日關西方面に發送を了し、十四日正午迄に横濱市電當局に更に撤回の再考を要求したのである。

(ニ) 大彈壓下る

かゝる形勢の逼迫に狼狽した警視廳は十二日午後零時頃先づ本部を襲へ居合せた本部員四名を築地署に檢束し、アヂト又襲はれ首腦部連絡委員又總檢され、發送せんとした總罷業宣言も全部横收されるに至つたのである。

一時罷業を打切り乗車することに決定解團した。尙覺書は左の如き慘敗的なものである。

- 一、解雇者に對しては今回に限り共濟組合規定による退職給與金全額を支給すること
- 二、解雇者の家族に對する同情金として解雇者一人につき金二百圓を給與すること
- 三、昭和七年度豫算執行の結果給料に残額を生じたる場合はこれを賞與金として支給し得る様盡力すること
- 四、事故による解雇者は該事故の性質に應じ慎重にこれを決定するものとす
- 五、昭和七年度提出豫算に於ては現在の從業員は整理のため解雇することなし賞與諸手當を變更することなし

斯かる横濱市電の解決の報に午後十時半より闘争委員會は本部に開かれ、報告に對する質問後萬場一致一時休戦に決定し第二首腦部の聲明書を發表することとして闘争は休戦の止むなきに至つた。

B、闘争批判

三月十三日午後六時三十分 東交第二首腦部
然して一路交通ゼネストにより暴壓粉碎の闘争に邁進したのである。

(ホ) 罷業打切り惨敗

十四日午前九時罷業團交渉委員は交總でゼネスト奮起の前に當局と妥協し誠首者三十九名を出し争議團員は涙をのんで

此のゼネスト決行に對しての第一の失敗の原因是、官憲資

本家の彈壓に對する認識の不足、非合法活動に於ける技術の未熟、東交に直接來た彈壓ではなかつたと云ふ點に於ての緊張に幾分の缺ける所のあつたことを擧げなければならぬ。ゼネスト失敗の最も大きな原因はアヂトを襲はれ、交總及東交首腦部が總檢束され連絡を完全に斷たれたことである。これは官憲が下すであらう彈壓に對して正當に認識してゐなかつたことに基因する、其の結果としてストの場合に於て最も重視しなければならぬアヂトの設置、各加盟組合職場地區との連絡網の決定、第二、第三首腦部の決定と専任レボーラー等に甚だしく手ぬかりがあり不用意があつた。我々の當時に於ける考へを卒直に云ひば、總罷業宣言を發表するまでは、そんなに甚だしい彈壓は下るまい。即ち宣言は十二日夜發表するからそれまでは大丈夫であろうと云ふ安心と心のゆるみがあつた。此のことは十二日に持つたアヂトは未だ假アヂトの如きものであつた、これによつても證明される。アヂトと云ひながら本部員全部が時を同じくして集合すると云ふ様な技術的拙劣さを遺憾なく暴露した。又嚴密なる連絡網も未だ張られてゐなかつた。

そして又一面殆んど意識しない中に冒したことは東京交通労働組合の直接的 requirement によるストでないと云ふ點も氣持の緊張さが缺ける一因であつた。斯かる結果が非合法活動に於て連絡が技術的にルーズになりアヂトの官憲への暴露となつたのではないかと考へるのである。

尖鋭化した現段階に於ける殊に非合法活動が細心の注意と

又技術的に如何に習熟を要するかは、此の爭議に於て充分なる體験を得た。我々の非合法活動は厳格なる規律の上に、技術的にも充分なる習熟することによつてのみ、尖銳なる彈壓を突破して突き進み得るのだ。此のことは更に第一首腦部が檢束された後に於て第二首腦部が嚴重なる、しかも細心の注意を拂ひ乍ら尙アヂトを襲はれ檢束されたことに徴しても我々が今後一段と研究し非合法活動に對して習熟しなければならないのである。

更に今後我々がなさなければならないことは連絡が断たれ組織が破壊されても既定方針によつて、大衆を斷然ゼネストに進め得る迄に大衆の意識を高め、大衆を訓練し教化することでなければならぬ。しかして断たれたる連絡は大衆のストライキの行動によつて連絡する迄に高めなくてはならぬ。斯くすることによつて官憲の彈壓をヶ飛ばしそねストは完全に決行され得るのだ。

第二の失敗の點は横濱に於けるスト決行と打切りの孤立化にある。ゼネストの失敗が官憲の彈壓による連絡の遮断されたことになることは既に述べたが、更に第二の重大なる失敗の原因是横濱市電に於けるストライキが、十五日一齊に決行しようと云ふ交總のゼネスト方針によらずして十三日單獨で決行し、十四日午前これ又單獨で打切つたこともゼネスト失敗の大きな原因と云はねばならない。

十三日横濱がストに移つた時には交總始め東交の幹部は大部分留置場内にあつた。しかし乍ら東交始め交總加盟組合は

四、二百萬圓賃銀引下げ一千六 百名馘首反對鬪爭

(一) 電氣局の財政危機

電氣局の財政が數年來非常なる危機に臨んでゐることは周知の如くである。赤字と云ひば電氣局を聯想する程財政は窮迫してゐるのである。しかば電氣局の赤字は如何にしてかくも出るのであるか。此のことを究明せずして赤字対策は又あり得ないのである。電氣局のかゝる赤字の原因は深刻なる

不況による一般的影響と、他の交通機關即ち省電の環状線の完成、主要驛間の連絡による市電乗客の大量的奪取、郊外電車の市内乗入れ、バス圓タク等の發展による乗客の激減に伴ふ收入の減少と、金融資本家の持つ一億三千萬圓の公債の利子支拂ひ、更に高價なる電力料等電氣局背後の資本家は殆んど收入の大部分を横取りされるからである。

斯くて來る一切の減收穴埋めは全部從業員に轉化され馘首賃下労働強化となつて全從業員を苦しめて來た。

電氣局が昨年度豫算に於て四百萬圓の赤字を出し本年度豫算の編成に當つて、此の赤字を如何に處理するかは重大なる問題であつた。電氣局が金融資本家の投資場であり、金融資本の利益を擁護しなければならない以上、此の赤字の補填は労働者の上に來るであらうこととは豫期された所である。

峻烈なる彈壓の中にも第一首腦部を選定し、連絡の復舊に努め最初の計畫通り十五日始車よりゼネストを決行すべく必死の奔走を續けたのである。しかして東交第二首腦部は凡ゆる困難を克服して、連絡に努め十五日迄斷乎頑張るべきことを激励したにも拘はらず、十四日前中ストを單獨で打切つてしまつたのである。このことには官憲の彈壓組合内部の情勢等色々の事情のあつたことではあらうが、しかし乍ら指令を持たずして爆發せしめ、交總全體のゼネストに切り離さんとするが如き支配階級の計畫的陰謀に對しては將來も大いに警戒し、かかる策動は斷乎粉碎して進まなければならぬ。

今回の横濱市電を中心としての交通産業ゼネストは遂に失敗に終つた。横濱市電共和會は三十九名の犠牲者を出し涙を呑んで休戦の止むなきに至つた。だが今回の争議によつて我々の得た所のものは失敗以上に今後のゼネストの決行に對して得る所は大であつた。今回の失敗を教訓とし實踐することによつて交總ゼネストは必ずし、決行し得る確信を得たことは大なる收獲であると云はねばならぬ。しかして交總大衆が鬪争を通じての結合を強化せしめ、大衆の鬪争エネルギーの高揚こそ次の鬪争の勝利への一步である。

我々は此の失敗をよき教訓とし、さらに次のゼネスト決行と勝利のために進まなくてはならぬ。

三七

(一) 準備指令

しかし乍ら既に搾取と弾壓との強化に生活を根底より脅かされつゝある従業員大衆は断乎として、しかも全國的に人件費削減豫算反対闘争を展開し、全國的交通産業ゼネストを以つて此の弾壓に應へんとし、一切の準備を進めたのであつたかかる従業員大衆の闘争への奮起は豫算編成に當つて、一時弾壓豫算の編成を撤回しなければならない情態に立到らしめた。しかして窮餘の一策として收入の見積りを過大にし、收入のバランスを取り、一時的に豫算面を糊塗したのである。

豫算審議に當つて金融資本の手先市會議員共は、電氣局の提出豫算に對し、强硬に反対し豫算を返附して、赤字補填は従業員の賃下減首によつてなすべしとする意見を附して却下せんとしたのである。

斯かる强硬なる市會の態度に狼狽した市長は、明年度豫算よりは、總豫算額より四割天引による残額六割に依つて經營をすると言明して、漸く原案は通過したのである。

だがかかる一時的欺瞞のインチキ豫算が其の馬脚を露はさずにあるものではない、本年四月以降豫算面より毎日一萬數千圓の減收は如實に現はれ、四、五二ヶ月間に早くも七十萬圓の赤字は出たのである。

斯くて電氣局は破綻の危機を食止めるべく、市長の言明による四割天引による更生案を樹立すべく、五月以來係長課長等の秘密會合を開き對策を審議しつゝあつたのである。しかし出來上つたものこそ二百萬圓賃下げと一千餘名の減首をせんとする未曾有の大弾壓である。

(三) 中央委員會で闘争方針決定

しかして本部は此の闘争を勝利的に戰ふべく慎重審議の結果二百萬圓賃下げ一千名減首反対闘争方針草案を起草、七月十八日神田佛教會館に開かれた中央委員會に提案し、要求スローガンとして、減首者復職の一項を加へ萬場一致賛成を得確固たる方針の下に闘争を押し進める事になつたのである。

闘争方針は左の如くである。

二百萬圓人件費削減一千名減首

(二) 更生案の内容

更生案の内容は左の如きものである、(未だ正式に發表されない、二、三新聞紙の報導を綜合したものである)以下電氣局立案の規準をなした五部會の案を其のまゝ左に記すこととする。

◆第一部會

(イ) 財政問題の最重要案たる市債の金利引下げ、即ち低利債に借り換へることは現在の實情から見て至難に屬する。

(ロ) 賞與は原則として二割位ひ削減するが、その率は高給者に厚く薄給者に薄くする。

(ハ) 諸手當の整理統合をする、例へば従業員は十三種類の諸手當を支給されて居り、其の額は百廿萬圓に上つてゐるこれ等を整理して乗客手當とし、乗客を澤山乗せた、即ち稼ぎ高に應じて手當を支給しやうと云ふのである。

(ニ) 停年制の停年期を引き下げ同時に職員にも之を適用する、現在の電車乗務者、技工、補助手等五十五歳を五十歳とする。

(ホ) 待命制度を設ける、即ち事業の繁閑によつて、出勤させたり、休ませたりするが、此の間給料は支給し、他に轉職の機會を與へる。

(ヘ) 新規に採用する職員傭員の初任給を三割内外引き下げ

斯くして我々は此の目の前に迫り来る大弾壓と如何に戰ふか。これこそ全従業員の生死の岐路を決定する重要な闘争である。如何に戦ふかによつて凡ては決定せられるのである。

しかし本部は六月五日陣營整備並に闘争基金積立に關する準備指令を全支部に發したのである指令の概要は左の如きものである。

一、闘争基金積立に關して
各支部共統一的に第一期——六月賞興、第二期——十月迄一人十圓乃至二十圓徵集積立てること

二、本部闘争基金に關して
支部に於ける納入實數に基き六月三十日迄に本部闘争基金一名宛一圓也徵集納入すること

三、組合員名簿(カード)を作製し本部支部に一部宛備へること

斯くて全支部に於ては闘争基金の積立てに對し會合がドシく開かれ、闘争の切迫につれ闘争基金は十圓乃至二十圓積立てられ、闘争基金の積立てに平行して大衆の闘争意識は逐次高まるに至つた。

尙本部は六月二十三日闘争基金並カードを本部に納入さるべきことを全支部に通達した。

(一) 大弾壓の準備

二億數千萬圓にのぼる公債の重壓、經濟恐慌の嵐による深刻なる不況の襲撃、國家資本省電の壓迫、圓タク、バス、私鉄等の資本主義的競争の狹撃等により市電財政は、數年以來極度の逼迫を來し、收入の激減による赤字難は、財政破綻の危機を招來した。

斯くて電氣局は此の破綻の危機を克服すべく、去る四月以來局内に軌道事業整理調査會を設置し、五部會に分れ更生策の樹立を盡策し、今や其の大綱を決定し、市長の決裁を得て六大城市とも協定の上、來る九月一日より實施せんとしてゐる。

◆第二部會

(イ) バスの一人一車制を採用する、現在バス一臺を一人の

従業員が所有し、従つて一人が勤務してゐる間は他の一人

が休んでゐることは勞力の不經濟である。

(ロ) 電車の速力を各系統共一割内外スピードアップをする

(ハ) 運轉系統を最も合理的に整理しバスに依つて代行し得る電車軌道は廢止する。

◆第三部會

現在使用してゐる單車とボギー車の中間の新車を建造運轉する、これは定員六十五名でこれにより輸送能力の少ない短車の缺點を補ふと同時に閑散時にはなるべくこれを運転して無駄なサービスを少なくする。

◆第四部會

(イ) 無料乗車券を出来るだけ整理する。

(ロ) 小學生から大學専門學校學生々徒に至る迄利用出来る割引定期バスを發行する。

◆第五部會

第一部會に於ける労働問題と此の部會に於ける労働問題は全く共通で、従つて一部會と同様の案である、要するに労働條件は總て労働協約を基調とし、豫め事業主側との分配率を定め、スライジングスケール（從價給料屈伸法）によつて利潤の多い時は取得もこれに従つて増し、反対に減少の場合は各々がこれを負擔すると云つた方式を採用する方

針である。

(三) 案の検討と批判

此の案が全體的に見て如何に労働者彈壓であり又金融資本家の利益を擁護するものであるかは一目瞭然である。以下逐次検討批判することとする。第一部會に於ける(イ)は何であるか。

市電財政を更生し確立するならば、第一に二億數千萬圓の市債に對する利子及元金一部の償還年額一千三百萬圓の問題を取り擧げずして問題の解決更生はあり得ない、今や窮乏のドン底に喘ぐ農村では其の最大原因である、六十億圓の借金モラトリウムを要求してゐる。電氣局が更生する唯一の途は又市債モラトリウム以外にない、然るにも不拘市債の金利引下げ、低利債に借り換へることさへ現在の實情より至難であると云ふのだ。此の建前に於ける電氣局の更生は金融資本家の利益を擁護すること以外に何物もない。しかも反面労働者を徹底的に彈壓する案であることは此の一ことに依つても餘りにも明白である。

金融資本の利益を斯く擁護する更生案が必然に労働者の強壓となつてくることは云ふ迄もなく、斯くて案全體は如何にしてより搾取し、彈壓するかの一途に盡くされてゐる。然して(ロ)に於いて賞與の二割削減だ、そして(ハ)に於て全諸手當十三の整理統合である。諸手當現在の支給額百廿萬圓は一人平均百圓以上に該當する。此の撤廃する賞與といひ手にも明白である。

此のことは電氣局が如何にも従業員と協調し、要求を取り擧げるのだといふ様な欺瞞的態度により其の間に彈壓を強行せんとする卑劣なる意圖に過ぎないのである。今更新らしく斯かる案を持ち出した電氣局の計畫は、電車事業の根本的行詰りは、將來に於ても到底打開せらるゝものではない、従つて今後も減收が加速度的に増しこそされ、增收の如きは絶対に考へられないことである。從價給料屈伸法といつた所でそれは一方的な賃銀低下のみが問題化されるのである。だが吾々はこれを以て只反対であると拒否する必要はない。やがて以上の如き彈壓案を以つて電氣局は羊の如き温容なる假面を被つて我々に彈壓案の協定を提議して来るであらう。これに對して我々は根本的態度を把握して臨み更に吾々の經營に對しての基本の方策を主張し、彼等の欺瞞的態度を暴露し闘争の進展に對する拍車たらむべきである。

(四) 如何になるか

以上によつて案の持つ内容が如何なるものであるか判明した、そして電氣局は此大彈壓案を決定し、これを實施するに當つて従業員と協定しやうとするのが最後の第五部會に於ける、労働條件は總て労働協約を基調とし、豫め事業主側との分配率を定め、從價給料屈伸法によつた利益の多い時は取

り得もこれに従つて増し、反対に減少の場合は各々がこれを負擔するといつた方法を採用するといふのである。

これこそ電氣局が以上の如き大彈壓を下すに就ての合理化を求める手段である。

以上によつて明らかなる如く此の案が實施されることは、全従業員に餓死を強要することである。案の實施によつて左の如き結果になる。

一、賞與二割削減

二、十三諸手當の廢止

十三諸手當とは如何なるものであるか、各部に於ける手當は左記の如きものである。

◆電車部、自動車部

準備手當、出入庫手當、中休手當、年末年始手當、四大節手當、花期手當、降雪手當、時間外手當、乗客手當、徹夜手當、皆勤手當、終車手當、ガソリン手當、

◆軌工部、

年末年始手當、祝祭日手當、降雪手當、現場手當、皆勤手當、送廻手當、宿直手當、夜業手當、警戒手當、早出居残り手當、

◆電力部

残業手當、四大節手當、降雪手當、皆勤手當、夜業手當、電氣部

残業手當、四大節手當、降雪手當、宿直手當、當直手當、皆勤手當、檢針手當、集金手當、祝祭日手當、

◆車庫部

祝祭日手當、年末年始手當、花期手當、深夜作業手當、除

◆工場

雪手當、公休出勤手當、空歩、

五、初任給三割引下げ

三、停年制の年齢引下げ、

四、待命制度による誠首、

二、空歩、休暇券、皆勤手當、

一、スピートアップによる労働強化

六、軌道一部廢止による過剰従業員の整理、

七、單車、ボギー車の中間建造による應援車掌の廢止、

四一

(五) 如何に戦ふか

以上の彈壓の强行は労働者大衆に對する決定的決戦を意味する。しかして斯る彈壓による電氣局の更生は又資本主義の更生を意味する、従つて現下に於ける資本主義はかかる彈壓を労働者大衆に下すことなくしては、危機を開き得ないのだ。斯くして我々の闘争が廣汎なる勞農大衆の階級的闘争化することは必然であり、又かくせぬ以上闘争は勝利し得ない、農民の闘争と全労働者大衆との闘争結合を抽象的にではなく文字通り戦ふことが絶対になされなければならぬ、此の實踐的闘争は闘争スローガンの決定と共に交通労働者自身が戦はなければならぬし、又斯かる闘争を戦ふことによつてスツカープ防止もなし得るであらう。然して我々の闘争に對する發展的段階と最後の決戦に對する時機が最も重要な問題として慎重に考慮されなければならないことになる、電氣局は恐らく本月下旬か來月上旬彈壓案を我々の前に提示するであらうことこのことは電氣局として八月の最も閑散時を選ぶことが、ストライキに對する消極的防禦の戰術として最も有効だからである、又不安なる政治的情勢よりしても第三次臨時議會前を選ぶであらうこととは彼等として當然の歸結である、然らば我々は此の電氣局にとつて有利なる時期に闘争すべきであるか

×事業公債を市へ移譲しろ！

×市債の償還は受益者負擔金でやれ！

×電力料を値下げしろ！

×省線並行線完成による損害を政府で補償しろ！

×電氣局に對するスローガンとしては

×諸手當の廢止絶對反対！

×停年制年齢引下げ反対！

×賞與二割削減絶對反対！

×スピートアップに依る労働強化絶對反対！

×中間車に應援車掌廢止反対！

×賞與諸手當を其のまゝ本給に直せ！

×誠首絶對反対！

以上のスローガンの下に我々は準備闘争として自己陣營の整備と強化のために全力を擧げて戦はなければならぬ。闘争基金の積立、闘争組織のより強化のための精力的闘争は勝利を不動のものたらしめる絶對の條件だ、然して以上の方針により全大衆に強烈なる宣傳煽動を行ひ、其の高まる闘争エネルギーを行動に組織すべきである、目前に迫り来る闘争の有利なる展開のためにする市民宣傳もかゝるエネルギーの特殊な暴露スローガンへの發展として行動に表はれた時、初めて市民的に又より廣汎なる社會的に効果を擧げ得るであらう。然して市債モラトリアムに對する、金融資本に對する行動を以つての闘争、省線の並行線による損害の政府負擔の要求、電力新契約改訂に對しての引下げ闘争を果敢に戦はなければ

ならぬ。

四四

(一) 市債は現在二億三千萬圓、利子元金一部償還年額一千三百萬圓である、現下の低金利時代に於て（見よ！郵便貯金は現在四分二厘の利子を三分六厘に引下げんとしてゐる）高利債の低利借り換への如きは當局に誠意さいあれば直ちに出来る事である、一分の利下げに依つても年百二十萬圓は捻出可能である、それさへ出来ないと云ふならば我々は現下の非常時に際して一切の市債モラトリアムを要求することも又當然ではないか。

(二) 電力料は現在鬼怒電より五ヶ年契約により一キロ二錢三厘八毛の高價にて買入れてゐる、今年は契約の改訂期である、東電よりの買入れ價額並に一キロ二錢三毛とするならば八十萬圓は捻出出来るのだ、

だが、今年の改訂期に當つて今や市會の一部には會社の利益擁護と利權獲得のため値下げ改訂に對しての反対策動が行はれつゝあると聞くのである、斯る金融資本の手先醜悪な市會に對しては断乎として闘争し東電より以下の低値にて契約せしめねばならぬ。

(三) 省線並行線の完成により損害の政府補償に對しては去る七月一日以来お茶の水、兩國驛間開通延長に對し、電氣局は今更打撃の甚大なるに驚き、政府に對し損害補償の要求を提出せりと聞くのである、市電今日の不況の重大なる原因の一つは國家資本省電の壓迫にあることは否む事の出来ない事實である、かの上野、神田驛間の環状線の開通に

よつて年額三百萬圓の減收を來し、今又御茶の水、兩國間開通によつて七、八十萬圓の減收は事實豫想されてゐるのだ、鐵道省は私鐵の並行線に對しては損害補償することは法律により規定されて居り、年々多額の金を交附される。然るに東京市電氣局に對しては、只軌道法によるが故に補償は出來ないといふのである。

(七) 結語

然して我々は前掲電氣局に對するスローガンを徹底的に戰ふと共に我々の根本的労働條件に對する態度として、生活を基準としての平均率を衝平ならしめることを根底とし、賞與諸手當等は本給に繰入れ、勞働賃銀の單一化を目標として進まなければならぬ、同時に労働時間に對しても、出勤退出、就業等に對して、復雜なる現情を打破し、單純化することに邁進すべきである。

(四) 闘争組織

斯かる方針を戰ひ抜くため又闘争に勝利するためには確固たる闘争組織が絶對必要であることは云ふまでもない、斯くて中央委員會は闘争組織に關し左の如く決定した。

(イ) 中央闘争委員は、電車部、自動車部各支部一名宛選出すること非乗務部は各部より二名宛選出すること、
(ロ) 支部、部には更に第一、第三の中央闘争委員を選出して置くこと

(ハ) 選出方法は各支部一任とす

こと

(ハ) 中央部並地區との横の連絡を緊密ならしめるためのアヂトを設置すること

三、交渉委員會設置

各地區は各支部より一名宛の當局交渉委員會を設置し中央首腦部の指令下に行動すること、但し交渉委員は回答に對しては決定權を持たざること、當局との交渉回答に對しては正式なる全體會議又は中央委員會が其の決定權を持つものである。

四、支部闘争組織

各支部は最大期間闘争に對する持久力を持續し得べき自主的闘争組織を確立すること、殊に部門が異つても同一職場内にある場合は闘争組織は出來るだけ統一闘争組織内に合流すること

以上の闘争組織が決定すると共に各々と實行され來つたのである。

特に今度の闘争が闘争方針に規定してある通り支配階級の死物狂ひの彈壓が加へられるであらうことは明らかなる事實であるし、又これに對して交總ゼネストは勿論であるが更に他無產團體との共同闘争が最も重要である。殊に地域的に強固なる闘争組織を確立することは絶對になされなければならぬのだ。かゝる見地に立つて各地區別に他無產團體との共同闘争委員會組織が戰線統一懇談會を中心として持たれつゝあるが、更に發展せしめ廣汎なる大衆を擁する様にしなけれ

(ニ) 本部員は全部闘争委員たること（ホ） 首領者より一名出すこと

以上の方針を決定し七月十九日には本部通達によつて更に明瞭にし、第一回中央闘争委員會は、二十五日午後一時より開催せられ中央對策部設置の件を決定した。

中央對策部は六名の委員を以つて構成し、對策を樹て中央闘爭委員會の承認を求める指令實行すること、對策委員は執行委員會より出すこととなり左の六名に決定した。

篠田、小池、竹内、山下、小岸、田所、

しかし中央對策部は八月十八日の中央闘争委員會に更に選定

首腦部の逮捕病氣による缺員は四地區より原則として一名宛選出補充すること

(ロ) 書記局 五名 首腦部の任命

(ハ) 連絡部 五名 首腦部の任命

二、地區連絡闘争委員會

(イ) 組織構成 電車自動車の各支部は中央闘争委員を除き各支部より二名以上非乗務部は支部より一名以上選出し構成せしめること

(ロ) 各地區（四地區代表者を以て）闘争統一代表者會議を各地區より一名の代表を以て組織し闘争の統一をはかる

ばならない

(五) 財政立直しの意見書提出

電氣局の新聞紙に發表された更生案なるものが如何に從業員彈壓であり從業員の犠牲の上に於て金融資本家に奉仕せんとするものであるかは、闘争方針の中に於てハツキリした我々は斯かる更生案には絶對反対であると同時に、我々は労働者の立場より眞實電氣局を更生せしめる根本案を有するものである。

此のことは我々の闘争を進める上に於て重要な意義を持つものである。我々は此の根本を持つことによつて我々の闘争は断乎たる確信の上に進めることが出来るのだ。此のことは又大衆に闘争に對する勝利の確信を與へるものであり、又一方社會的にも我々の闘争の如何に正當なものであるかを認識せしめるものである。

斯くて電氣局財政立直しに對する意見書提出を決定し七月三十日全闘争委員を動員し局長、市長に提出したのである。意見書の骨子は左の如くである。

(一) 電氣局資本の整理

電氣局には二億三千萬圓の公債がある内約五割は直接生産資本ではなくて權利金とか道路補償とか橋梁かけかへとか震災復興に要した空資本である。此の空資本一億圓を整理することである。しかもこれは當然市に於て負擔すべきものである。空資本一億の整理によつて年額五百五十萬圓は

負擔輕減が出来るのである。

(二) 市債の借り換へ及びモラトリアム

元金一部の償還及利子は年額一千三百萬圓である。現下の低金利時代に高利債の低利債への借り換へは當然なすべきである。現在の六分五厘を二分の引下げによつても二百五六十萬圓は捻出可能である。又現下の情勢よりして市債モラトリアムを決行することも又必要なことである。

(三) 電力料を値下げせよ

電力料は從來一キロ二錢五毛と云ふ様な非常な高價によつて購入してゐた。一キロ一錢四厘乃至一錢八厘にて今契約改訂期に新たに契約をすれば年額二百餘萬圓の節減が可能なのである。

(四) 鐵道省に對する損害補償の要求を貫徹せよ

國家資本省電の市電に對する壓迫は重大なものがある。市電乗客の激減は省電の奪取による所最も多い。現在では年額五百萬圓以上が省電に食はれつゝある。電氣局も七月一日御茶の水兩國驛間の延長に今更驚き損害補償の裏申書を鐵道省に提出したのであるが、此の損害補償金獲得のために戦はなくてはならぬ。

(五) 受益者負擔金を増徴せよ

市電バス等によつて受くる地主デパート會社大商店劇場等に受益者負擔金を増加して附加し現在の苦境を開拓すべきである。

(六) 爲替の慘落による差額補償を政府に出させろ

不在のため齋藤助役と會見し、電氣局公債一億圓の市移譲に対する決議文を手交し其實現を要求し、更に電力聯盟に抗議文を手交すべく押しかけた。二十二日には全支部より二百餘名を共濟組合食堂に動員し、大藏、鐵道兩省に大衆的陳情要求をせんとしたが官憲のために妨害彈壓され十五名の代表者をあげて陳情要求した。

更に八月十八日の第四回中央闘争委員會に於て宣傳に関する件を決定し、市民宣傳のため四、五、のスローガンを記入した立看板を全市に立てんとしたが警視廳の禁止の彈壓によつてボスターに變更全市に各地區分擔の上貼布した。又下級吏員の動搖に對して更に激成せしめべく本局を始め全職場の下級吏員にビラを撒布した。

尙闘争に對して家族の理解と又更に進んで闘争に動員することは最も必要なことなので、支部によつて家族大會を開催せしめ又家族に對する印刷物は本部に於て作製し各支部より發送せしめた。

(六) 退職希望者亦募集

電氣局は從業員を犠牲とする更生案實施に就いて、我々の決死的闘争に恐れたか未だ發表せず、發表の機會をねらつてゐるが、先づ大量誠意の前提として九月三日備員職員より退職希望者を募集することを發表した。

尙備員の退職資格者及特別手當として發表されたものは左の如くだ。

(イ) 電力料問題に對しては電氣局並に電力聯盟に抗議文をつきつけること
(ロ) 市債移譲に關しては市長に決議文を突きつけること
(ハ) 鐵道省に對して損害補償の要求陳情すること
(ニ) 爲替暴落による差額を大藏省に要求陳情すること
しかし八月八日第三回中央闘争委員會に於て意見書實行に關する件が討議され左の如き決定をした。

斯くて市長、局長に意見書提出後更に意見書に盛られた事項の實現のために全力を擧げて戦つたのである。

即ち八月八日第三回中央闘争委員會に於て意見書實行に關する件が討議され左の如き決定をした。

(イ) 電力料問題に對しては電氣局並に電力聯盟に抗議文をつきつけること
(ロ) 市債移譲に關しては市長に決議文を突きつけること
(ハ) 鐵道省に對して損害補償の要求陳情すること
(ニ) 爲替暴落による差額を大藏省に要求陳情すること
しかし八月十二日全中央闘争委員により局長に對し電力購入に對して高價なる契約をしたることに對して抗議すると共に契約の破棄を要求し、市役所に市長と會見せんとしたが

退職希望者資格

(イ) 月収百圓以上の者 (ロ) 五十歳以上の者、(ハ) 最近六ヶ月間に三十日以上缺勤者、(ニ) 家庭裕福な者、(ホ) 成績不良なる者

特別手當

一年……四年……四ヶ月分
四年……七年……五ヶ月分
七年……十年……六ヶ月分
十年……十三年……七ヶ月分
十三年……十六年……八ヶ月分
十六年……十九年……九ヶ月分
十九年以上……十ヶ月分

昇給は半以上勤続者は一級進める、特症手當は併給する。以上が條件だがこれによつて電氣局は大衆的に整理せんとしてゐるのだ。殊に希望退職資格の如きは全然強制的退職の條件である。

本部は九月三日の執行委員會に於て強制退職絶対反対を決議し、電氣局に於て萬一強制せんとする如き態度に出るならば、斷乎闘争せんとし、全支部に於て強制された者があつたらドン／＼支部幹部に申し出させ、本部の問題にしてあく迄も闘争することになつたのである。電氣局は初め希望者の〆切りを九月三十日迄としたが其の後更に期間を延期し十月十日迄として募集した。

(七) 交總の再ゼネスト計畫

交通労働總聯盟は今度の東交弾壓に對しては、曩の人事費削減豫算反対闘争の失敗により、失敗の中から今度こそ復讐闘争として完全にゼネストを決行し、交通労働者の勝利をもたらすべく着々闘争の準備を進めてゐる。
即ち六月二十七、二十八日大阪に於て常任委員會を開催し東交の弾壓に對しては全加盟組合が凡ゆる障害、困難を打破してゼネストによつて戰ふことを決定し、全國的に下りつゝある彈壓に對して具體的に暴露、宣傳、煽動すると共に充分準備闘争を進め、更に具體的對策に就いては爭議部及本部に一任することとなつたのである。しかして七月二十六日闘争準備に關する通達を各加盟組合に發し統一的闘争の進展に對して努め、更に弾壓の切迫と準備の進展について第二回常任委員會を九月五、六兩日間東交本部に於て開催した。しかし西の職場大衆に直接アデプロすること、不平不満を取りあげ組織すること等を決定し、連絡其他機密に關しては指令により萬遺憾なきを期することとなつたのである。
斯くて東交より九月九日小池、田中兩執行委員を關西に送り大阪市電を中心に、弾壓の中に充分大衆的に宣傳煽動し關西大衆にゼネストの決意を更に深めしめ効果を收めて歸京した。

大阪、神戸に於ける情勢は交總常任書記二名のファツショ轉落と二、三ルンベン共の策動ありしも大衆は微動だもせず

東交スト決行の時は、時を同じくして起てないにしても必らず、ゼネスト決行は可能なる情態にある。更に京都、名古屋に於ける組織の進展は鬱勃たる不平不満を藏するが故に又ゼネスト奮起に對する條件は備はりつゝある。横濱市電又一時殆んど組織衰へたりしも其の後の弾壓に、今や自主的労働組合の組織は弾壓の中に進められてゐる。郊外郊友會は益々組織を強化し大衆は著るしき戦闘化を示しつゝある。かくて東交弾壓とストの決行は交總ゼネストに必らず發展し得る情態にあるのだ。

(八) 弾壓に對する見通しと今後の闘争

(一) 電氣局が去る五月以來軌道事業臨時調査委員會に於て作製した更生案なるものは、八月下旬市長の下に提出され市最高理事者の決裁する所とならず引き續ぎ第二案が提出され、市債移譲問題を中心可成り混亂を續けた結果、今や案は決裁されたとのことである。

(二) 我々は此の案の發表を八月中にするであらうといふ一應の見通しの下に闘争は進めたのであるが、兎に角にも未だ發表されずにある。だが我々の此の見通しは決して誤まれるものではない。我々の闘争準備の進展、力の充實、ゼネストの不可避な情勢は電氣局をして其の發表を一時延期せしめるに至つたのである。然し乍ら電氣局今日の財政情態は決して此のままである。即ち我等の充實せる闘争の壓力こそ案の發表を延期せしめたのである。

今や大東京は實現し局内職員の異動をして弾壓に對する陣容の立直しもなした如くである。しかも既に案は決裁されれるのだ。
愈々此處に弾壓は近づいた。退職希望者募集の十日〆切り後東交大會後こそ未曾有の弾壓は下さるのではないか。今日の情勢よりしては以上の如き見通しであり弾壓は愈々目の前に切迫したのである。

(四) 我々は今日迄將に下されんとする大弾壓に對して準備闘争を最も成功的に戦つて來た。しかして本年度大會を開催し更に一段と闘争決意を固め決死的闘争により大弾壓を粉碎し労働者大衆の勝利のために最後迄戦はねばならぬ。

一、日常闘争報告

(二) 復興功労金問題

五月九日突然東京市は震災復興功労金と稱して四十萬圓を支出し、これを市吏員の大部分並に雇傭員の極めて少數に分配した。

電氣局に於ても課長を初め主任級の吏員に厚く傭員としては軌工電力電燈工場等の組長副組長の一部に支給し然も金額は最高一千五百圓最低五十圓内外と云ふ莫大なものであつた震災によつて荒野と化したる東京を復興せしめ今日あらしめたものは、功労者と稱する一部少數の手によつてなされたるものでなく、東京市全從業員の献身的努力によつてなされたのだ、吾々こそが眞の復興功労者なのにもかゝはらず一錢だに支給しなかつた。

本部はこのインチキ支給を知るや直ちに本局に對し其の不當を難詰し、十日緊急執行委員會を開催し、各支部に通達を發すると同時に左の要求を決定し、直ちに局長及市長に提出した。

要 求 書

一、復興功労金を全從業員に給料二十日分支給されたり。

理由 今回東京市一部吏員に對して大震災以來帝都復興事業

この大衆の憤激に益々狼狽せる當局は十四日回答の約を破り突如十三日左の如き内容の回答をして來た。

「要求そのまゝを入れることは出來ない又今すぐ金を出す事も出來ないが賞與の時に相當支給する方針である。」

この不誠意極まりなき回答に對し本部は即時執行委員會を召集し十四日再要求を提出すると同時にこの獲得闘争を擴大強化し統一的に戰ふために十五日午後六時より神田中央佛教會館に於て緊急中央委員會を開催することを決定した。

十四日再要求提出にあたつては、當局の不誠意極まる回答に益々憤激せる大衆は、非乗務部を中心に各支部より押かけたる五百餘名の大衆に、さしも廣き本局食堂も立錐の餘地なく最近になき大衆動員の氣勢裡に午前十一時二十分本部並に各部より擧げられたる三十五名の實行委員によつて左の再要求書を提出した。

再 要 求 書

一、復興功労金を全從業員に給料廿日分を即時支給されたり去る五月十日我が東京交通勞働組合提出の復興功労金

を全從業員に給料二十日分支給されたしの要求に對し當局は昨十三日突如回答したるも其の内容は甚だ不満足なものであつて全從業員の到底承認し得ないものであります。

一部吏員に對しては既に莫大なる功労金を支給して置き乍ら全從業員の要求に對しては金額も明示せず、しかも賞與期に支給すると云ふが如きは餘りにも從業員の復興に對する努力を無視したるものであつて我等の甚だ遺憾とする所

に特に功労ありたる理由の下に莫大なる功労金を支給されしが我々傭員全體も等しく復興事業に對しては微力を捧げ來つたことを確信するものであります。

東京市が今斯の如く復興し其の完成したる都市となるに至つたのは斷じて一部市吏員のみの功績に歸すべきではなく其の功績は等しく市の直接的復興事業に從事したる吏員並雇傭員である全從業員の協働の功績に歸すべきであると確信する次第であります。

勿論今回の復興特別功労金支給に際しましても理事者は全從業員にも公平に支給されるお考へである事と確信いたしましたが一部吏員には既に支給されしに不拘一般我々從業員には何等の支給方法が發表されざることを甚だ遺憾とし茲に右條項を即時實行支給されん事を要求する次第であります。

昭和七年五月十日

東京市電氣局長 立石信郎殿

右の要求を提出するや理事者の狼狽甚だしく立石局長はこの回答を十四日になすことを約した。

一方このインチキ支給を知るや大衆の憤激は高まり軌工電力を初め各支部各職場に於て續々として大會が開かれ給料二十分支給しろとの要求が高く掲げられた。

東京市電氣局長 立石信郎殿

右の再要求に對する代表者の堂々たる正論で局長は即答をさけ十六日に回答することを言明したので、更に誠意ある回答を要求して引舉げ直ちに食堂にある大衆に報告し要求の獲得闘争を固く誓つた。

然るに狼狽なる當局は午後三時に至り市役所との打合の關係上との理由により十六日の回答を二、三日延期を通告し來り、更に十七日に至り本部よりの回答日督促に對し又々回答を二十日以後にするとの延期の回答であつた。

本部は斯かる當局者の不誠意に對し電氣局及市長に對し嚴重抗議し回答促進の强硬なる交渉をした結果十八日に至り二十三日午前十一時に回答することを漸く言明した。依つて本部は回答受取は全中央委員の動員によつてなすことを決定し各支部に對し再要求書回答受取に關する通達を發した。

これより先き十五日午後七時より神田佛教會館に於て開催されたる緊急中央委員會は全委員の非常なる緊張裡に再要求の貫徹するまで斷乎闘争することを決議し、更に左の如き意見が討議なされた。

(イ) 所謂電氣局の更生豫算四割天引大量諒首の大彈壓は近

く下されんとしてゐる依つて豫算反対闘争と結合して戦ふこと

(ロ) 我々の闘争は常に市民との結合が必要なるに依つて極力市民宣傳をすること

(ハ) 賞與期の支給は過去に於て誤魔化されし経験あるにより絶対反対し即時支給せしむること

(ニ) 退職者と云へども復興に努力したる者には全部支給すること

尙闘争に對する戦略上の問題に對し慎重討議の結果決議を遼重し適宜の處置を本部に一任し協力一致要求の獲得まで断乎進むことを決定した。

五月二十三日再要求書の回答は本部並に全中央委員の動員にて午前十一時本局會議室に於て官憲の嚴重なる警戒の中に局長より左の如くなされた。

昭和七年五月二十三日

東京市電氣局

東京交通労働組合の再要求書に對する回答

一、復興功勞金を全従業員に給料二十日分即時支給されたし回答 現職従業員にして一年以上復興事業に關係したる者に對して最高十圓最低二圓の限度に於て復興完成に關する手當を本期賞與期迄に支給すべし。

尙支給の範圍に就ては昨年十二月三十一日締切本年三月三十一日迄在職したる者に支給する。

支給期日に就ては賞與支給日迄延期せず成可く早く出す方

に義に組合より提出せる要求條項に對し再考の上重ねて全従業員の等しく満足の得べき御回答を與へられ度く要求する次第であります。

昭和七年五月二十六日

東京交通労働組合

立石信郎殿

右の要求に對し局長は即答を以て不誠意極る左の如き内容の回答をなした。

『再要求書に對する回答以上の支給は、如何なる交渉其の他の手段に出でらるゝも支給せず』

と頗る強硬なる態度を以てした、此の回答に對する態度を決定すべく中央委員會は即時開かれ各部會の決定を持寄り慎重審議せるにこれ以上の進展はストライキ以外に道なきも復興功勞金問題を中心とするストライキの不利なることを考慮の結果、當局のインチキ支給を防止するため電氣局が嘗つて聲明したる支給總額金六萬五千圓を全額組合で受取ることの條件を新に附して回答を承認することが萬場一致決定した

然して五月二十七日本部並に全中央委員は中央委員會の決定を以つて當局に對し『支給總額六萬五千圓を全額組合に渡せ』との最後的交渉をなしたるに對し電氣局は何等の誠意をも示さず一蹴するの暴舉に出てたるもの其の支給内容の發表を強硬に迫りたる結果左の如き率により支給することを言明した。

針である。支給總額は六萬圓程度であり市より出すか電氣局より出すかに就ては決定してゐない。

以上が代表者との質問應答に依り明瞭となつた。

尙再要求書提出當日、幹員參加の非乗務部員の早退扱ひの取消を要求し局長との會見を終り、直ちに回答に對する態度を決定すべく先づ各部會を開催し次で午後二時より各部の代表が決定を持ちより執行委員會と合同の會議を開催し討議の結果回答に對し誠意を認めず不承認に決定し、更に三度要求を提出し闘争の發展を將に來らんとする質下鹹首反対闘争に結合せしめて戦ふこととなり、即時開催せる中央委員會は之を承認し、二十六日三度の要求書を提出し飽まで闘争することを決定した。

尙此間市従業員組合との協同闘争が成立し市役所に對し再三に亘り要求並に交渉を重ねた。

五月二十六日三度本部並に全中央委員の動員を以つて左の要求書を提出した。

要 求 書

復興功勞金支給に關し去る五月二十三日の回答に基き當局の意の存する處を充分慎重審議いたしましたが義二回に涉る組合よりの要求は極めて妥當なる範圍に於ける最少限のものにして當局理事者に於ても當然に確認されるべきものであると信ぜしにも拘はらず回答書に明示されたる支給額は此の全従業員の要求に對する懸隔の餘りにも甚だしきものにして右回答に據つては斷じて承服いたし兼る次第にて茲

第一線と認むべきもの

一年より五年迄金四圓

五圓より七年迄金七圓

七年より八年四ヶ月迄金十圓

第二線と認むべきもの

一年より四年迄金二圓

四年より八年四ヶ月迄金四圓

以上の内容によつて我々全従業員が到底承服することの出来得ないことは云ふまでもない。又かかる支給額にては始め電氣局が聲明したる總額六萬五千圓との距離の相違甚だしきものあり又支給は平等になすべきであることを極力交渉せるも當局は拒絶せるによつて我々は断乎回答を一蹴して引擧げ即時緊急中央委員會を開催し回答に對して慎重審議の結果支給内容の第二線と認むべきものに對し

一年より五年迄 金二圓

五年より七年迄 金四圓

七年より八年四ヶ月迄 金六圓

以上の如く訂正支給されべきことを決定し直ちにこれを強硬に抗議的要請をなしたにも不拘當局は一顧だにもなくこれをも拒絶し要求の決裂を見るに至つた。

然るに組合側の態度強硬なるに狼狽せる電氣局は五月廿八

日至り支給率に就いては組合の要求を承認するとの回答をしなほして來た、此の回答によつて前に電氣局が發表せる支給額の上に於て一萬三四千圓の増加を來たしたのである。

こゝに於て復興功勞金問題に關する最後の中央委員會は五月二十九日午後二時より本部に於て開催され、前中央委員會の決定による要求に對する電氣局の回答

一、總額六萬五千圓を全額組合に渡せの要求に對しては如何なる形式を備へて來ても渡すことは出來ない、然し將來に就ては考慮する

二、支給内容に對しては組合の要求通り第二線を修正することを承認する即ち左の如く支給する

第一線 一年より五年迄金四圓

五年より七年迄金七圓

七年より八年四ヶ月迄金十圓

第二線 一年より五年迄金二圓

五年より七年迄金四圓

七年より八年四ヶ月迄金六圓

以上の決定的回答に對して論議の結果萬場一致回答を承認しこれを以つて打切りを決定し、更に來る可き豫算削減反対闘争に斷乎邁進すべく闘争基金の積立等が決定され、二旬に涉る復興功勞金問題はこゝに解決した。尙再要求提出日の早退者に關しては、早退を引かざることによつて解決した。

然して功勞金の支給は即時五月三十一日より支給され、其の總額は調査の結果左の通りであつた。

支給總額 金六萬七千七百六十五圓

支給總人員 一萬一千三百八十二名

一人平均額金五圓八十七錢
以上にて電氣局聲明の總額六萬五千圓より増加を示した。

(二) 巢鳴支部三名の救援闘争

巢鳴支部、岡村、熊谷、小高三君の誠首に對しては本部並に支部に於て極力不當誠首反対即時復職を闘つたが遂に當局は三君を失業者渦巻く街頭に放り出した、十一月二十日の中委員會に於ては三君の復職を大衆的に闘争する一方其の救援方法を決定し各支部は積極的に三君の救援闘争を行つた。

(三) 錦糸堀支部職場ストライキ

嘗つて惡所長として全線に知られた小川惣三郎の居る錦糸堀支部に於て不當處罰不當誠首が頻々として行はれた。昭和六年十月三十日車掌有賀君の不當誠首があつたばかりなのに又々少年車掌廻谷猛吉が十一月二十三日切符のことより不良の婦人乗客と言ひ争ひをした事を理由として、不當にも小川所長は本局に誠首を上申し十二月二日廻谷君に對し辭職勧告と出勤停止を命じて來た。

この暴壓に憤激した支部大衆は直ちに各組會を開き闘争委員會を組織し、六日には職場大會を開催し、廻谷君の誠首を取消せ、二、反動小川所長を叩出せの要求を決議し遂に午後一時より午後五時頃まで職場ストライキ決行を以つて戦ひ翌七日には附近の松代クラブに於て從業員大會を開催し目的

てこの切済は益む目的であつたのだと強制的に始末書を書せ尙此問題に對し立會はんとせる支部代表者に對し暴行暴言の限りを盡した。

此の出来事が四日朝出勤したる從業員に知れるや密行の横暴に今更に憤激し遂に全從業員は午前七時始車より午前八時半過まで斷然職場ストライキを決行した。

當局はこれに對して本田君に出勤停止を命じ更に罷業に對する責任を從業員に轉嫁し犠牲者をも出さんとする暴舉に出でた。

本部は即日執行委員會を開催し自動車部と協力交渉する事を決定し直ちに委員を擧げ本局に對する交渉を開始した。

一方大塚支部は嘆願書を提出し本田君の出勤停止取消の運動を起せしも、當局は是等の交渉並に嘆願に對して拒絶し飽まで强硬に本田君及ストの責任者を嚴罰すると言明した。

本部は此の情勢に依り八日再び緊急執行委員會を開催し

一、調査委員會を開かせること
二、大衆を憤起させること

三、本部で闘争を指導すること

四、自動車部より嘆願書を提出せしめること

以上の方策を決定し九日午前十一時電氣局に高島自動車課長及千葉労働調長と會見し、本田君並にストに依る處罰反対を強硬に交渉したるも當局は頑強にして之に應ぜず其後毎日ねばり強き交渉と最後的闘争の準備中たま／＼同じく密行問題による一月十三日の廣尾支部の職場ストライキ勃發を

契機として全線的に波及せんとするストライキの壓力を以て要求の貫徹をなし解決した。

(五) 廣尾支部職場ストライキ

電氣局の財政的破綻を切り抜ける爲の政策が常に全従業員の彈壓の強要に依つてなされつゝある事は今更ら云ふ迄もない。特に電氣局が最も卑劣な彈壓政策として密行の横行、嚴罰主義に依る暴虐なる不當處罰が頻々として行はれてゐる。然して又これに對して全従業員が憤激に燃え上つてゐるのは事實だ、去る一月十三日密行の不當始末書強要問題に關して廣尾支部六百の兄弟は斷然奮起し始車より堂々一糸亂れざる統制の下に斷乎職場ストを決行したのである。

本部は此のストライキを勝利せしめ又密行堀田正參を叩き出すため早朝直ちに緊急執行委員會を開催し、全支部に職場ストを指令し、全支部は奮然起つて戦はんとし先づ錦糸堀尾支部は職場大會より職場ストへと發展した、此のことは一職場ストが全線的に發展し鬪争の勝利を物語るものである。

昨年來凡ての支部に於ても然るである如く廣尾支部に於て

は密行に依る不當職首不當處罰に對し、大衆の憤激は既に行動を要求してゐた。斯くして栗林君の不當始末書強要問題を機として大衆的に爆發し、遂に斷然職場ストの決行に至つたのである。

從來そうである如く、職場ストは多く日常職場内に於ける問題を中心にして一職場内に於て突然的に行はれる傾向にある。

行以外にないことを基本的戰術とし、全職場の奮起のために凡ゆる最善の方策を取ることを決定した。

斯くして廣尾支部の掲げた要求項目に就て、車掌栗林廣吉君の處罰反対、罷業に依る處罰反対の二要求だけでは此の鬭争を勝利せしめ、全線的奮起が困難であり、全線的 requirement として全従業員の最も憎悪と憤激の中心にある、密行堀田の即時罷免の要求を掲げることこそ絶對必要と確信し、全體的鬭争に發展せしめる可く要求項目を追加したのである。

我々の密行に對する要求は密行制度の撤廃にあるも當時廣尾支部の職場ストを全線的に發展せしめるには、堀田即時罷免が最も効果的であると考へたからである。

廣尾支部の掲げた二項目の要求に對しては全線的ストの急速なる發展が困難であつて、要求そのものが孤立化し此の要求のみに依つては全線的ストが不可能である計りでなく、鬭争を勝利せしむる爲には全體的高度な右のスローガンを掲げる事が絶對に必要であつたからである。然して本部は廣尾支部と連闇協力の下に午後一時緊急指令を全支部に發し、即時職場大會の開催職場ストの決行を指令した。全大衆の鬪闘的壓力を行動に高め全職場ストに依り一舉に勝利せしめんとしたのである。然して一方同時に本部は立石電氣局長に對して

一、車掌栗林廣吉君の處罰反対二、罷業に依る處罰反対三、罷業中出勤扱ひにし日給を支給せよ四、密行堀田正參を即時罷免せよの四ヶ條を提示して午後四時回答を要求した。

此全支部に對しての斷乎たる緊急指令と又錦糸堀尾支部を先

る。此の事は電氣局の虚を衝く事に依つてより効果的である場合が多いだが我々は一職場のストも決して一職場に終らしむべきでなくして、全職場ストに發展せしめ、全職場ストが完全に決行された時我々の勝利がある事を知らねばならぬ。此點よりして廣尾支部のストが決行されるに當つて、全職場の全支部の中心をなしてゐる本部に斯かる情勢があるとするならば出來得るだけ速かに本部と連絡を取り然して本部と協力し最初より計畫的に戰ふ事がより効果的であつたし、又戰術上にもより有効であつたと信ずる。本部との連絡に於てスト決行前に於て又スト決行と同時にても敏速なる連絡を取るべきことを今後のストに於て先づ判然として置くことを痛感する。それは職場ストを全線的に急速に發展せしめ勝利せしめるために絶對に必要だからである。

從つて今後起るべき職場ストもより計畫的に一切の諸準備を完成し萬遺憾なきを期すべきである。

本部は此の廣尾支部の職場ストに對し全努力を傾倒すると共に態度を決定し、即時廣尾支部に一班を急行せしめ、又一班をして緊急通達を各地區職場別に急速に送達し、全支部がストライキ準備をすべきことを指令した。

此の緊急通達と又廣尾支部六百の兄弟の英雄的職場ストの情勢が全支部に報告されるや、全支部職場大衆は非常なる緊張の中に次の指命を待つたのである。

本部は廣尾支部の職場ストに對して始めより此の職場ストを勝利に解決せしめるものは、全職場の統一的職場ストの決

頭としての職場ストの擴大、全線的ストへの刻々としての準備の完成は電氣局をして極度に狼狽せしめた。急激なる全線的ストライキの勃發に對しては電氣局は如何とも對策が樹て得ないし、殊に職場に頑張つての錦糸堀尾支部に於ける自衛團の組織に依るスカットの防止の如きは最も効果的であつた。斯くして電氣局は即時左の如き回答をし極力ストの防止に努めたのである。即ち

一、車掌栗林廣吉君の處罰は慎重に考慮す。

二、罷業に對する犠牲者は最近勃發せる錦糸堀尾、自動車大塚廣尾以上全部不問に附す。

三、罷業中は出勤扱ひとするも日給の支給は出來ない。

四、密行の處罰に關しては充分考慮す。

以上の回答に對して本部及び廣尾支部交渉委員は罷業團に右經過を報告し、大衆討議に付したのであるが更に大衆は明瞭なる回答を要求することを決議し本部、支部交渉委員は更に大衆の決意に依り當局に對して交渉を開始したのであるが結局左の如き回答を得たのであつた。

一、車掌栗林廣吉の處罰に對しては慎重に取り扱ふ意味にて査問會にかけ決定する。

二、前回答と同じ。

三、罷業中は出勤扱ひとし日給の支給に關しては諸君の意に副ふ様善處する。

四、密行堀田に就ては意に副ふ様善處する。

廣尾支部並びに本部交渉委員は此の結果を以つて更に罷業

車、自動車の殆どが堀田叩き出しのため闘争を主張した事を見ても如何に憤激が高まつてゐるかを雄辯に立證してゐる。斯くて中央闘争委員會は廣尾支部罷業團の主要求である栗林君の處罰問題を中心としての態度を決定するを俟つて、

更に全面的要素並びに全職場に捲き起れるストに對しての態度決定を討議したのであつたが、廣尾支部罷業團は大衆討議の結果局長の回答を承認し、一時休戦を決議した結果中央闘争委員會は廣尾支部との連關係を考慮し尙遺憾の點ありしも休戦を承認し、尙残された問題に對しては強硬なる交渉を続けることで解決した。

(六) 未採用者復職闘争

吾が東交の陣營内には一昨年四月のストライキに依る誠首者中未だ採用されざる同志が十四名ある、之等の同志は復職貫徹同盟を組織し前年來當局に對し數十回の交渉を續けつゝある。

本部としては三月以來同盟と共同し、或は各課長に交渉し或は採用促進の爲め大衆的な署名捺印帳を作製して提出し、或は同盟の闘争基金を集める等絶えざる活動を續けた結果四月頃より一部分の採用を裏書きせしむる迄に進展せしが、六月二十日の交渉に於て老猶極りなき勞働課は「市電の更生案を審議中なので未採用者の事は其後別に考へたい」といふ無

ひにすべきことを電氣局、市役所に要求せるに、これに對しては善處するとの回答を得た。

(八) 四月ストの紀念闘争

一九三〇年四月二十日、此の日！吾が東交一萬三千の兄弟は、時の対抗運動局長の暴壓に抗し、敢然と起つて六日間に亘るストライキ決行の火蓋を切つた日だ。

吾々はあるのストライキを永久に忘れてはならぬ。闘争を通じて正しい戦略を得ることのみが闘争を紀念する要件である事を考へ本部は四月廿日を紀念闘争日とし、共済組合食堂をボイコットし、握飯デーとして闘争することを通達し、来るべき暴壓に對する統制の成否を計つた、然るに此の闘争は見事に成功し當日は一、二の支部を除き、大部分の支部は生き苦闘の日を想起し完全なる紀念闘争を決行した。

(九) 靖國神社大祭に休暇券獲得

靖國神社臨時大祭に市電當局に交渉の結果二十七日の出勤者と、有給公休者に一枚の代休暇券を獲得した。

(十) 拘留者處罰反対の抗議

電氣局は最近拘留された從業員を出勤停止或は轉勤の暴舉に出でつゝあるが現今の社會状勢に於て容疑者として檢束拘

誠意なる言辭の下に之を拒絶したのだ。

市電更生案の實施に依り今將に大暴壓が吾々に降らんとする時、吾々は此の暴壓を闘争に依つて粉碎してこそ復職の可能なるを知るが故に未採用者及び組合員が一丸となつて大闘争に突進すべく準備中である。

(七) 出征者日給全額獲得闘争

滿蒙上海を中心として起れる所謂滿洲事變に際して、我々の同志はゾク〳〵と滿蒙に上海に召集され生命を目的に戦つた然の責務であるとの見地より、二月九日本部執行委員會は出征中休職として日給支給の要求を決定し二月十日全執行委員の動員にて、局長に提出すると同時に二十四日市從業員組合と共にて、市長に同一要求をなし以來數度に亘る交渉要求の結果三月一日左の回答を取り、實質的に我々の要求を獲得した。

回答

- 一、事務員は期間なしに應召中軍隊の平時支給額を差引いて日給全額支給
- 二、雇員は四ヶ月保證
- 三、從業員は三ヶ月保證

以上現職のまゝとし雇員の期間付日給保證は實質上期間毎に延期支給する方針なり故に職員に準ずることとなる。更に戦死者に對しては殉職扱ひに負傷者に對しては公傷扱

留は官憲の日常茶飯事的な常套手段なのだ、容疑者としての一二三日の拘留を楯にして直ちに轉勤や誠首をされては労働者の生活は全く暗黒だ。本部は八月十九日第四回中央闘争委員會の決定に基き拘留者處罰反対を嚴重電氣局に抗議した。

(十一) 錦糸堀支部四名誠首問題

九月十五日夕刻突如錦糸堀支部赤尾、鈴木、外崎、渡邊四君を傭員に不適當なる故を以て誠首した。四君は官憲の不當彈壓により四十餘日検束拘留の上釋放され出勤せんとするや電氣局はこれに對し出勤停止を命じ何等の注意も警告も發せず、眞に抜打的に誠首したのだ。

本部はこの報告を受けるや十六日直ちに緊急執行委員會を召集し各支部に緊急通達を出すと同時に錦糸堀支部代表と共に午後三時半電氣局に押かけ、不當誠首に抗議し直ちに復職を要求した結果電氣局は今一度協議しなほす事を言明した。其後絶えずねばり強き交渉を續け居るも明確なる回答をなさず目下引き交渉中である。

(十二) 本部役員の異動

(イ) 執行委員の異動

小林執行委員は都合に依り辭任し電力部より中野源吉君を執行委員に推薦し來りたるを以つて四月九日の中央委員會の承認を得たり。

宮本執行委員都合に依り辭任せるに依り七月十八日の中央委員會に於て辭任を認め後任執行委員は電車部一任となり電車部の推薦に依つて小岸勇也君就任す。

田所執行委員は所屬軌工部役員改選の結果辭任執行委員として河野平次君を推薦し來りたるを以つて九月二十一日の中委員會の承認を得たり。

(ロ) 書記の異動

安松書記一身上の都合にて九月十二日辭表提出せるに依り九月二十一日の中央委員會の承認を得たり。

(十三) カード作製

吾が東交組合員は約一萬二千と言ふてゐるが本部組合費納入は常に五千五百乃至六千名位である。

支部に於て組合費免除等もあり一割乃至二割の未納はあるとしても實納數との差は餘りにも大なる隔りがあると云はねばならぬ。

組合費納入か否かは實に組合の消長に大なる關係をもつものである。

不納の原因は免除等の他に反動的分子の意識的なボイコットも見逃し得ない事實である。

斯る事を放任する事は労働者の相互的な義務觀念を滅殺するのみならず重なり来る暴壓に抗して組合の百バーセント闘争能力を擧げ得ざる事は火を見るよりも明らかである。

本部は將來の闘争に對し正確なる認識を持つ爲めと、個人

主義的な意識の組合費ボイコット者を清算する意味に於て組合員カードを作製し支部に副本一部本部に正本一部を備へることに決定した。

(十四) 闘争基金保管規定

本部は闘争基金保管に對して、全大衆の疑念を一掃し最も公正たらしめるため、本部闘争基金保管規定を制定することを執行委員會に於て決定し、七月十八日の中央委員會は左の保管規定を萬場一致可決した。

闘争基金保管規定

第一條 闘争基金は爭議以外に使用することを得ず
但し争議以外に使用する場合は中央委員會の承認を要す。

第二條 闘争基金は本部財務部長並に會計保管に任じ本部執行委員聯帶責任を持つ

第三條 闘争基金監査のため中央委員會より若干名の委員を選任し監査委員會を設置す

第四條 監査委員會は闘争基金の保管並支途に對して監査し二ヶ月毎に監査の報告をなするものとす

第五條 保管方法に對しては本部と監査委員會協議の上決定すべし

第六條 監査委員會は委員長一名を互選決定すべし
以上

尙右規定に依り中央委員會は監査委員の員數を各部門一名宛とし選出は各部門に一任し其の結果左の七名に決定す

電車部	元島健太郎
自動車部	武田芳太郎
車庫部	桂桂良三
軌工部	目黒留吉
電力部	吉羽清四郎
電気部	坂木十五郎
工場	鈴木茂

其後第一回監査委員會に於て互選の結果、委員長に元島健太郎君當選し茲に本部闘争基金保管の實全く成る。

(十五) 其他の問題

(A) 赤坂支部裏切者排撃

一昨年ストの裏切者宮井に對し電氣局は彼を監督代理の取扱ひをなし、大門のトラベーサー係を命じたので特に彼のみを特殊的に優遇する態度に憤激した赤坂支部は電車部と協力し闘争の結果七月二十日より必ず公平な取扱ひをし乗務させることを局長から言明させ闘争を解決した。

(B) 青南支部の不當職首

一昨年ストライキ紀念日たる四月二十日青南支部の割田光成運轉手が午前八時半中休勤務で退所せんとした際操車上の事で當然な希望を丸山操車事務員に述べたる處彼の侮蔑した言辭が起因し遂に割田君が服バケで殴打した、それを丸山事務員が誇大に報告した結果二十三日懲戒解雇を申し渡されたこれに對し青南支部は電車部並に本部と協力し反対闘争を捲

(青山)

當選	一八一票
	柴崎新平

當選	一六三票	金子一郎
落選	馬場五四三(反動)	
(柳島)		
當選	一三五票	葛下代吉
當選	一三五票	伊藤祐男
落選	高橋勘吉(反動)	
(神明町)		
當選	一〇六票	清水誠
當選	一〇〇票	吉田兼十郎
落選	岩井年雄(反動)	

(E) 組織の擴大

從來闘争に無關心であつた電力課の地中線に働いてゐる兄弟も其の電力部の堪えざる活動に依りつひに覺醒し五十數名の同志は正式に組合加入を申込み電力部の所屬として編成されるに至つた、更に當局の二百萬圓削減千六百名誠首の嵐を前にして電車部の信号手補助手の兄弟は大半電車の各支部に編成される至つた

一一、一般活動報告

一、労働俱樂部排撃闘争

日本労働俱樂部の反動性は全國の階級的労働組合の等しく認むる處であつて又、我が日本交通労働總聯盟の方針も又絶対排撃である。

日本労農救援會

八百二十六圓四十五錢也
三百圓也

二、戰線統一に關する闘争

没落を急ぎつゝある日本資本主義は其の恢復し難き矛盾と

破綻を切抜けんがため全労働者階級に血の犠牲を強要し賃下げ、誠首、労働強化等の搾取に依つて辛ふじて餘命の維持に狂奔しつゝある。此のブルジョア階級の積極的攻勢に對し眞實に労働者階級の生活を防衛する唯一の道は全國的戰線の強固なる統一を完成し巨大なる統一戰線の上に立つて、斷乎たる逆襲闘争をしなければならぬことは今更言を俟たぬ。然しながら我々の戰線統一の方針は、飽く迄階級對階級の闘争をするがためであつて大衆と大衆の握手に依る統一である。

斯る見地に立つて本部は交總の方針に従ひ今春以來關東の各友誼組合に戰線統一の懇談會を提議し着々とこれを進めて數度に亘る懇談會は各地區毎に協議會を作り、組織、未組織の各職場、又、右翼組合の指導下にある職場にも働きかけ工場代表者會議の開催をするまでに發展した。そして當面、東京地方を城西、城南、城北、城東、中部、京濱、横濱の七地區に編成し、各地區毎に責任者を決定し着々進みつゝある。然してその具體化の表はれとして、去る九月二十四日本所公會堂に於ける労働者大會の開催となり、市電並びに電氣局長に暴壓案絶對反対の決議をし手交した。

四、總選舉對策

資本主義の番犬たる役目以外に何等施政の見るべきもの無き、歴代内閣の政治的無能は近來其の極に達し、其の結果反動分子にさえ反感を買ふに至り、遂に犬養も亦白テロの放つた

斯くて本部は都下の階級的労働團體と協力し排撃聲明をなすと共に労働者大會等に積極的に參加して來た、然るに最近に至り日本海員組合を中心として右翼團體が労働俱樂部の變名として労働組合會議なるものを提倡して來たが我が東交は階級的立場から既に大會、中央委員會等に於てその反動性を明瞭に表明されてゐる以上、その提倡を拒絶すると共に飽くまで下からの戰線統一に依る階級的労働組合の擴大強化のため各友誼團體と共に戰つてゐる。

二、東北地方の救援闘争

東北、北海道地方は十數年來の大兇作と地主の重壓のため農民は飢餓に頻し大多數の貧農階級は草根木皮を食ひつゝ悲惨な生活を續けつゝ、嚴寒の吹雪と、飢餓の中から救援の手を待ちかまへてゐる。斯くて本部は第二回中央委員會の決定に基き各支部に救援運動を捲き起し、横濱市電共和會並びに日本労農救援會と協力し北田本部書記組合を代表し四月中旬勞農救援會の木村氏と東北、北海道方面に救援に出張し、勞農階級の完全なる提携への實を表はして成功裡に使命を果して五月上旬歸京した。金額は左の通り。

東京交通労働組合並びに横濱市電共和會

一發のピストルによつて其のヤマカン生活を終つた、民政黨内閣倒れて第三回普選は本年二月二十日行はれた。

吾々は資本主義の政治を極度に憎むものであり、既成政黨のボスと資本家の取引に依る現在の政治は無產階級の敵である事も知つて居り、親の代から其爲めに苦しんでゐるのだ。だが一旦總選舉となつても眞に一人の代表を國會に送り得ないのはどうした譯か？市會に國會に市民、國民の血を絞り自分等の制定した法規にまで觸れた悪人が再當選して再び労農大衆を資本家の奴隸とせしむべく努力してゐるではないか之は我々が一面代表選出にたいして餘りに無關心なる事を裏書きするものであり、從來吾々が『政治即臺所』たる事を意識せず又積極的に活動せざりし事を物語るものだ。普選を獲得して既に二回の總選舉をやつてゐる。三回目の今度こそ吾々は我等の眞の代表を國會に送らねばならぬとの觀點より、交總及東交では總選舉對策に就いて討議し政友會及民政黨を斷乎排撃し、無產黨にたいしては厳正なる批判を下し、組合の闘争と結合せしめ職場懇談會、地區會合等を持たしめ自己の信する候補者へ投票する事、又選舉區に自己の信する候補者無き時は労働者を抑立てて投票する事に決定し、此の結果吾等の代表は選出し得なかつたが計畫は比較的理諭されて相當の好結果を收め得た。

五、メーデー闘争

プロレタリアートの國際的闘争本年度の第十三回メーデー

はファツシヨ問題と満洲問題等反動の波の真只中にあり乍ら無産大衆の壓力に依つて着々其準備を進め司會團體に東京鐵工組合、副司會團體に朝鮮東興勞働組合を決定し東交はメーデーカンパの指令を發して公休者全員の参加をなさしめた。十一のスローガン中「勞働者の解放は自由聯合主義だ」の一項に就て、吾々は從來の主張「勞働者解放は勞働者の手で」が正しいスローガンであり勞働者の解放を早める中央集權的な組織をもつ勞働組合の掲ぐべきものである事を高唱したのであるが之を強調する事に於ては意識的に反対する無自覺なるアナの連中にメーデーを分離する意圖あるを知り、十四回メーデーよりは絶對斯かるスローガンを入れざる事に決定し單一大衆に依り例年に見ざる意氣あるメーデーを敢行した。赤旗を守り乍ら芝浦公園裏より上野公園迄の大衆行進は完全に支配階級の心膽を寒からしめ得た。

萬の大衆に依り例年に見ざる意氣あるメーデーを敢行した。赤旗を守り乍ら芝浦公園裏より上野公園迄の大衆行進は完全に支配階級の心膽を寒からしめ得た。

東交參加者は

電車	四三二名	自動車	四三四名
車庫	一二〇名	工場	五〇〇名
軌工	一三一名	電力	七〇名
電氣	六〇名	合計 一七四七名である	
六甲山バス條件			

六、横濱犠牲者救援闘争

賞與五割天引、人件費二割削減の暴壓反對闘争に依て誠首された横濱市電共和會の兄弟三十九名の爲めに交總加盟の各

組合は其の復職闘争と平行して之が救援闘争を捲起した、前衛犠牲者の救援闘争こそは何を置いても先づやらねばならぬ勞働者の階級的義務であり、それが交總指導の下に統一的に行はれた反對闘争の犠牲者である以上各組合は自己の陣營内の事として取扱ふべきである。

交總として各組合員一名に付金三十錢也を六ヶ月の間に支出せしむべく決定した、東交に於ても四月九日の中央委員會にて組合員一名に付き三十錢を四月中に醸出する事を萬場一致決定し之が救援闘争の完備を期した、三十九名の同志は今も尙反動の嵐の中に共和會の再建と復職闘争を戦ひ續けてゐる。

七、爭議應援

A、六甲山バス及合同バス爭議

B、地下鐵爭議

C、東武電車爭議

D、小田急爭議

E、日活日興映畫會社爭議

F、やまと新聞社爭議

G、社會運動通信社爭議

A 六甲山バス及合同バス爭議、海員組合ダラ幹の指導下につた六甲山バスは昨年十一月十五日中堅分子十六名誠首反對

闘争の爲め全員百六十名は即時ストライキに入つた、尙合同スバも十四名の誠首に憤激してストライキを執行した。

當時確立の緒についたばかりの交總關西事務局は之の闘争を指導し東交に於ても第一回中央委員會の決定に基き各組合員一名一錢を醸出して七十圓の爭議費用を應援として送つた前後十日の永きに亘つて頑張つた兩バス同志も官憲の強制調停の爲め左の條件を以て次への闘争を約束して解決した。

六甲山バス條件

一、従業員三十八名の解雇承認

二、會社は爭議團に對し左の金額支給

1、豫告手當 五百二十七圓

2、解雇手當 三千五百三十一圓

3、爭議費用 七百圓、家族救濟金三百圓、

三、一月末まで十名を再採用せしむる 以上

合同バス條件

一、爭議團參加の十三名解雇承認

二、十四日分の豫告手當の外に勤續六ヶ月毎に日給の一ヶ月

分支給、

三、爭議費用と同情金一千二百五十圓を出す

四、會社は解雇者の就職の世話をする事 以上

B 地下鐵爭議

モグラの如き生活をさせられてゐる東京地下鐵の従業員は安い賃銀で酷使されてゐた不平が爆發して三月十九日應召者の日給全額支給及び最低賃銀制度の確立等三十ヶ條の要求項

目を會社に提出し、會社側が二十日何等の回答もしないので全線ストライキを執行した、會社は爭議團の爲めに車庫の出入を封鎖せられ官憲を通じて一部分の要求を入れて解決せしめんとしたのである。

東交に於ては爭議團にメツセーデを送ると同時に野村社長を訪問し直ちに全要求を容れざれば吾々は同一產業勞働者として積極的な應援をし共同戰線を張る事を通告した。

斯くて三日に亘る巧妙なる地下鐵従業員のモグラ戰術は終に百パーセントの効果を擧げて應召者日給全額支給外二十ヶ項目の有利なる條件を得て解決した。

C 東武電車爭議

東武電鐵の従業員は四月二十二日兵役應召給料全額支給其他待遇改善に關する二十五項目の要求を會社に叩き付けて總罷業に入つた、東交に於ても極力之を應援をなすべく決議文を社長根津嘉一郎に叩き付けて従業員の全要求を入れるとつた、東武の兄弟は官憲の壓迫とスキヤップに對抗し果敢なる闘争を續けた結果として、金城鐵壁を誇つてゐた會社も遂に全大衆の壓力に屈服し、二十三日應召者日給全額支給其の他の條件を獲得し有利に爭議を解決した。

D 小田急爭議

委員の切腹問題迄起した小田急爭議は従業員の組織する交友會から應召者日給全額支給其の他の要求書を提出せるに端を發し、會社は無謀にも數十名の従業員を誠首し交友會の破壊を強要して來たのである。東交では直ちに決議文を會社に

叩き付けて抗議し争議團と會見して之を鞭撻したが、會社は官憲と共に謀して争議團を彈壓し遂に従業員の不利な條件で争議を打切つた。

E 日活日興映畫會社争議

映畫界の全面的な勞資の對立は日活日興關係の各常設館のストに至つて其の最高に達した、資本トラストのプロダクション經營者は官憲と共に謀して無理矢理に闘争の彈壓を策した東交に於ては無產階級の斯かる闘争に對しては徹底的に應援すべきであるとなし五月十日の緊急執行委員會に於て日活日興の社長に従業員の全要求を通せと決議文を叩き付けた。

F やまと新聞社争議

『四月以降の未拂給料を支拂へ』と奮起したやまと新聞社の従業員は五月二十三日新聞界未會有の大ストライキの火蓋を切つた、新聞社を占領して、家族迄も動員し、百餘名の争議團員はブル新聞の黙殺の中に或は行商隊を組織し或は宣傳隊を編成しダレ氣味な團員の結束を職場大會、交渉戦に依つて喰ひ留め乍ら戦つた、東交各支部は好く此の間行商の應援又は應援金の募集等をなして百數十日の間スト應援を完全に敢行した。

斯くして執拗なる労働者の團結力は社長を更代せしめ此外未拂給料全額支拂

労働組合の公認等を獲得し争議團側の大勝利に闘争を打切つた。

G 社會運動通信社争議

しかるに八月上旬突如、交總の關西側書記、菅忠正、桑田喜三郎の兩名はこの労働者の敵たるファツシヨに轉落し、しかも交總並に東交幹部の大部分もファツシヨに轉向すると盛んに宣傳し、デマを飛ばして歩いた。

これに對して交總は直ちに大阪に人を急派し、真相を調査すると共に東交はファツシヨ絶対反対の旨聲明した。交總は後の常任委員會で、菅、桑田兩名を斷然除名處分にし、ファツシヨ絶対排撃を聲明し、我が東交もこれと同じく、ファツシヨ絶対排撃のために闘つて來た。

九、ソヴェートへ代表者派遣

ソヴェート・ロシアのスパラシキ發展は世界の資本主義國をして唸然たらしめてゐる。その労働者農民の國ソヴェートでは今年で十五回の革命紀念を迎ふるのだ、ソヴェート友の會を通じ此の紀念祭に招待された労働者代表が各產業に亘つて選出されてゐたが、我が東交では候補者として左の人々が各職場から推薦されて來た、此の候補者中近く二、三名の代表は輝かしきソヴェートへ旅立つ譯である。

電車錦糸堀	田邊敏雄
早稻田	齋藤格藏
同	鈴木寅五郎
同	西蓮寺仲雄
同廣尾	堀内濱治
小田原長政治	

自ら労働運動に先輩なりと稱し社員に對し資本家的態度を以て臨む社長福田に抗して社會運動通信の社員は果敢なる闘争を捲起した、無謀なる福田は言語に絶する暴力行使に依つて争議を解決せんとした。本部は六月二十五日全執行委員を動員して白テロ行使絶対反対と争議を速に解決すべく福田の處に押し掛けた。

其後各支部に於ても争議團の行商隊を支持激勵した。争議團は白テロの暴壓に抗して、今も尙闘争を續けつゝある。

八、ファツシヨ問題

昨年の上海事變以來、わが國にも急激にファツシヨが擡頭して來た。彼等は『國家社會主義』『國民社會主義』と言ふが如き看板を掲げさも労働者農民の解放をするが如く紛糾をなしてゐるが、彼等の主張や行動の内容を要約すれば一、労働者の國際的提携を否定して、反対に國際的對立、即ち戰爭を極力煽動し。

二、國家第一主義、國家統制經濟主義を唱えてブルヂョア國家に絶対權力を持たしめ、これによつて崩壊せんとする資本主義を維持し、労働者農民その他無產階級を獨裁權力によつて抑壓する。

故に彼等は崩壊せんとする資本主義の最後の支柱たるものであり、労働者農民の最も惡むべき敵である。吾々がこのファツシヨに絶対反対を叫んで來た事は周知の事實である。

同廣尾	菅野三平
同新宿	中野一松
自動車大塚	藤澤フサイ
車庫廣尾	國生重義
巢鴨	入江恵次

(終り)

昭和七年度中央會計報告

自 昭和六年十月一日
至 昭和七年九月三十日

總收入高
總支出高
差引殘高
收入內譯
本 部 費
未納金分納
新聞保證金
雜 收 入
前年度繰越
支出內譯
新聞保證金
通 信 費
版 件 費
場 交 費
消 耗 品 費
事 務 費

一一一〇四七圓三六錢也
一一六七二圓〇六錢也
三七五圓三〇錢也
一〇八一一圓四〇錢也
一五七圓五六錢也
八〇〇圓〇〇錢也
一五六圓四〇錢也
一一二圓〇〇錢也
五〇〇圓〇〇錢也
三〇一圓四八錢也
一一七圓九八錢也
三六五〇圓一二錢也
二七六圓〇四錢也
九七七圓四四錢也
一六八圓三九錢也
五一圓三八錢也

救援費
家交電話費
總費
貨物費
返濟金
備品費
交總役員宿泊料
同食費
安松書記慰勞金
爭議應援費
罰臨時費
雜費
一九三三・一〇・一〇・

一一〇七圓七〇錢也
八四〇圓〇〇錢也
一一七五〇圓〇〇錢也
一一四〇圓〇〇錢也
一四一圓七七錢也
一四五圓一一〇錢也
八九圓〇〇錢也
一七七圓〇〇錢也
一一〇圓〇〇錢也
一一四圓八〇錢也
一一七圓五六錢也

中央會計 同
財務部長 高橋勝男
同 高橋勝男
同 太田黒鐵藏
同 藤藏

本 部 費 納 入 表

支部名	月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
三 田 支 部	45,00	45,00	45,00	45,00	45,00	45,00	45,00	45,00	45,00	45,00	45,00	45,00	45,00
三 輪 支 部	65,70	65,25	66,15	65,70	65,10	65,10	65,10	65,10	67,05	68,85	68,85	68,85	68,85
廣 尾 支 部	52,50	52,50	52,15	52,15	48,00	48,00	46,50	46,75	46,75	46,50	46,50	46,50	46,50
錦糸堀支 部	30,00	30,00	30,00	30,00	30,00	30,00	30,00	30,00	30,00	35,00	35,00	35,00	35,00
赤 坂 支 部	19,05	20,10	23,40	19,80	16,95	17,10	18,90	17,70	16,80	18,55	18,15	18,15	18,15
柳 島 支 部	20,00	30,00	37,50	37,50	30,00	30,00	37,50	37,50	37,50	37,50	30,00	30,00	30,00
巢 鳴 支 部	45,00	45,00	45,00	45,00	45,00	45,00	45,00	45,00	45,00	45,00	45,00	45,00	45,00
青 山 支 部	52,50	52,50	52,50	49,50	45,00	49,00	45,00	45,00	45,00	45,00	45,00	45,00	45,00
大 塚 支 部	30,00	30,00								22,50	22,50	22,50	22,50
神 明 町 支 部	30,00	30,00	30,00	30,00	30,00	30,00	30,00	30,00	30,00	30,00	30,00	30,00	30,00
新 宿 支 部	60,00	60,00	30,00	30,00	30,00	30,00	30,00	30,00	30,00	30,00	30,00	30,00	30,00
早 稲 田 支 部													
自 動 車 部	189,30	180,60	179,40	178,50	178,55	152,70	176,40	180,30	179,85	180,90	198,75	219,75	
工 場 支 部	60,00	60,00	60,00	60,00	60,00	60,00	60,00	60,00	60,00	60,00	60,00	60,00	60,00
車 庫 部	60,00	60,00	60,00	60,00	60,00	60,00	60,00	60,00	60,00	60,00	60,00	60,00	60,00
軌 工 部	62,55	60,00	60,00	45,00	69,75	56,25	70,95	75,75	65,85	60,00	60,00	60,00	60,00
電 氣 部													
電 力 部													

闘爭基金納入報告

自動車部	1435圓	三田支部	470圓
工場部	500圓	三ノ輪支部	450圓
車庫部	350圓	巢鴨支部	450圓
軌工部	350圓	新宿支部	400圓
電氣部	278圓	廣尾支部	350圓
電力部	183圓	青山支部	300圓
柳島支部	120圓	早稻田支部	267圓
		神明町支部	200圓
大塚支部	未納	錦糸堀支部	150圓
		青南支部	100圓
		赤坂支部	39圓
		合計	6392圓

359833